

# 第2期いすみ市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

いすみ市



## 第2期いすみ市子ども・子育て支援事業計画の 策定にあたって



近年、少子化の進行や地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。仕事と子育ての両立支援や、多様なライフスタイルに対応した子育て支援、児童虐待や発達障害、ひとり親家庭への支援など、すべての子どもの健やかな成長を保障するため、安心して子育てができる切れ目のない支援等が重要であると考えています。

本市では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とした「いすみ市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実に努めてきました。この計画期間が終了するにあたり、安心して子育てができ、すべての子どもが愛され育つまちの実現を目指して、前計画の基本理念「いきいき子育てのびのび子育て いすみ」を継承し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期いすみ市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後とも、皆様におかれましては、地域全体で子どもを育む社会を築くため、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきましたいすみ市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

いすみ市長 太田 洋

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の期間 .....	2
3 計画の位置づけ .....	2
4 計画の策定体制 .....	3

## 第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 .....	4
2 基本目標 .....	4
3 大切にしている視点 .....	5

## 第3章 子どもと子育て家庭の現状と課題

1 いすみ市の子ども・子育てを取り巻く状況 .....	6
2 アンケート結果からみる市民ニーズ .....	12
3 第1期計画の量の見込みと進捗 .....	22

## 第4章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域などの設定 .....	25
2 子どもの人口の見通し .....	26
3 事業量見込みと確保方策(教育・保育給付) .....	27
4 事業量見込みと確保方策(地域子ども・子育て支援事業) .....	32

## 第5章 分野別施策の展開

1 施策体系 .....	44
2 施策展開 .....	45
基本目標1 子どもの育ちを支える子育て支援の充実 .....	45
基本目標2 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制づくり .....	52
基本目標3 家庭や地域における子育て環境の整備 .....	56

## 第6章 計画の推進

1 推進体制 .....	61
2 計画の広報・啓発 .....	61
3 進捗管理、評価・見直し .....	62

## 資料

1 いすみ市子ども・子育て会議条例 .....	63
2 いすみ市子ども・子育て会議委員名簿 .....	65



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連三法を成立させ、平成27年4月からは、市町村を実施主体とする子ども・子育て支援新制度が開始されました。

いすみ市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「いすみ市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育について必要な量を定めるとともに、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう推進してきました。

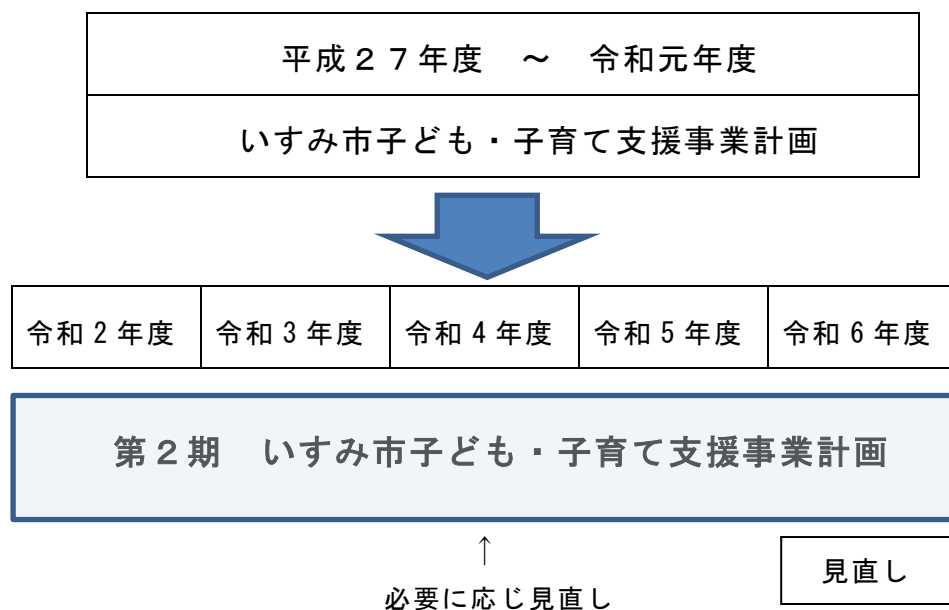
また、国では令和元年10月から子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施しました。

こうした中、「いすみ市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、切れ目のない支援による子育て・育ち環境の整備に取り組み、総合的な子ども・子育て支援施策の充実を目指し、引き続き計画的に子育て支援施策を展開するため、「第2期いすみ市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズの変化などの変化が生じた場合は、適正な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。中間見直しを行った場合でも、計画期間については当初の令和6年度までとします。



## 3 計画の位置づけ

この計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て支援関連三法や児童福祉法のみならず、保健、医療、福祉、教育、雇用、住環境など、まちづくりの中であらゆる分野にわたり総合的な視野で実施していくことが重要であると考えられます。

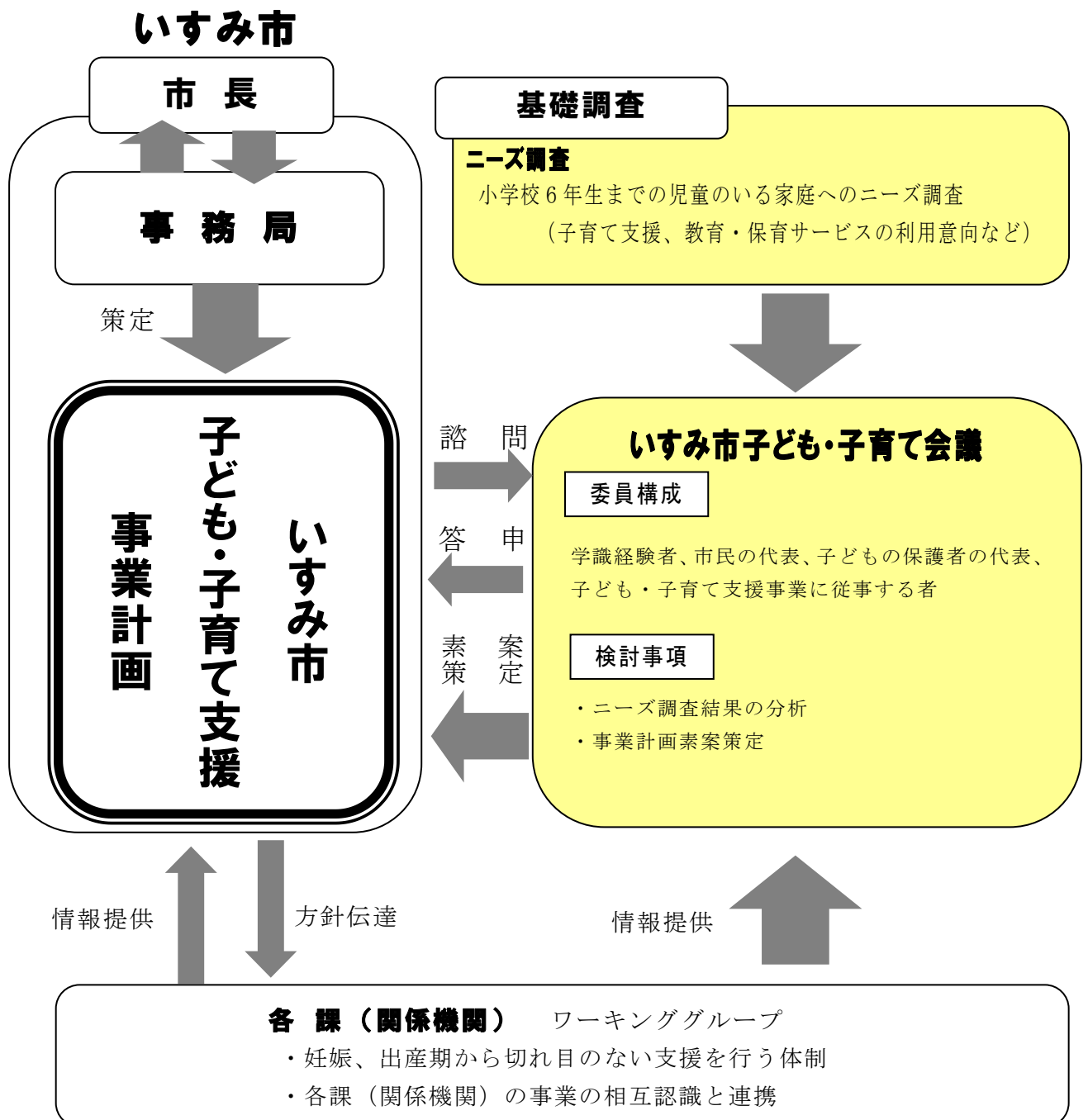
そのため、「いすみ市第2次総合計画」を上位計画とするとともに、児童福祉法に基づく「いすみ市第1期障害児福祉計画」との調和を図り、子育て支援の充実を推進するための計画とします。

## 4 計画の策定体制

本計画は、学識経験者や市民代表、教育・保育関係者などで構成される、本市の附属機関「いすみ市子ども・子育て会議」で検討・協議のうえ、策定しました。

その基礎調査として、小学校6年生までの全児童のいる家庭を対象としたニーズ調査を行い、市内の保育など、子育てに関する市民ニーズの把握に努めました。

子ども・子育て支援事業計画策定の体制フロー図





## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では『幸せ、安心、笑顔あふれるまち いすみ』の実現に向け、まちづくりを推進しています。明日を担う子供たちが心豊かに育つ環境づくりを図り、子育てに携わる親も子育てに喜びを感じながら日々成長する子どもとともに自らも成長する環境づくりを支援するなど、地域社会全体が積極的に子育てに関わりを持つことが大切です。

また、男女の出会いの場の創出や仕事と子育ての両立など、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を図るとともに、すべての子どもが健やかに成長するために、関係機関との連携により結婚・出産・子育ての切れ目のない支援が必要です。

本計画では、第1期計画の基本理念を継承し、基本理念を次のように定めます。

《基本理念》

いきいき子育て のびのび子育て いすみ  
—安心して子育てができ、すべての子どもが愛され育つまち—

### 2 基本目標

基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援の充実を図るために、次の3項目を基本目標とします。

#### 1. 子どもの育ちを支える子育て支援の充実

子ども達が心豊かに育つ環境づくりとともに、幼児教育・保育サービス等の充実や経済的支援など子育て世帯の負担軽減、及び児童虐待防止対策の推進や障害児施策等さまざまな子育て支援の充実を図ります。

#### 2. 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することが無いよう、相談の場の提供や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、社会全体で子どもを育てる意識を醸成し、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

#### 3. 家庭や地域における子育て環境の整備

地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、家庭や地域の教育能力を高め、子どもや子育て家庭が安心して子育てができる環境整備を推進します。

### 3 大切にしている視点

平成 19 年に、ユニセフが経済協力開発機構（OECD）加盟 25 か国を対象に実施した「15 歳の意識調査」において、日本の子どもたちに「孤独感の強さ」や「向上心の低さ」が見られると指摘しています。また、財団法人日本青少年研究所も、日本と諸外国を対象とした中学生・高校生の意識調査において、日本の子どもたちに「自己肯定感の低さ」や「将来への希望の低さ」が見られるなどの報告を行っています。

また、昨今の社会情勢として、虐待、いじめ、体罰など、子どもの人権を脅かす事件が増加していることや、保護者の不安定な就労状況、経済状況の厳しさなど貧困が子どもの生活に影響を及ぼしている状況も見られます。

こうした中「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」も施行され、今や保護者のみを支援する子育て支援だけではなく、子ども自身の権利を擁護・保障することを基底とした子ども・子育て支援は、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つと考えるべき事態になっています。

これらを踏まえ、いすみ市の今後の子育て支援施策において、「子どもの権利条約」の考え方を大切に、子どもの健全な成長を促進する環境づくりに取り組んでいきます。

#### 子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18 歳未満を「児童(子ども)」と定義し、前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しました。

#### 4つの柱

##### ●生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全、健康やかに成長する権利を持っています。

##### ●守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。障害をもつ子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

##### ●育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、さまざまな情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

##### ●参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

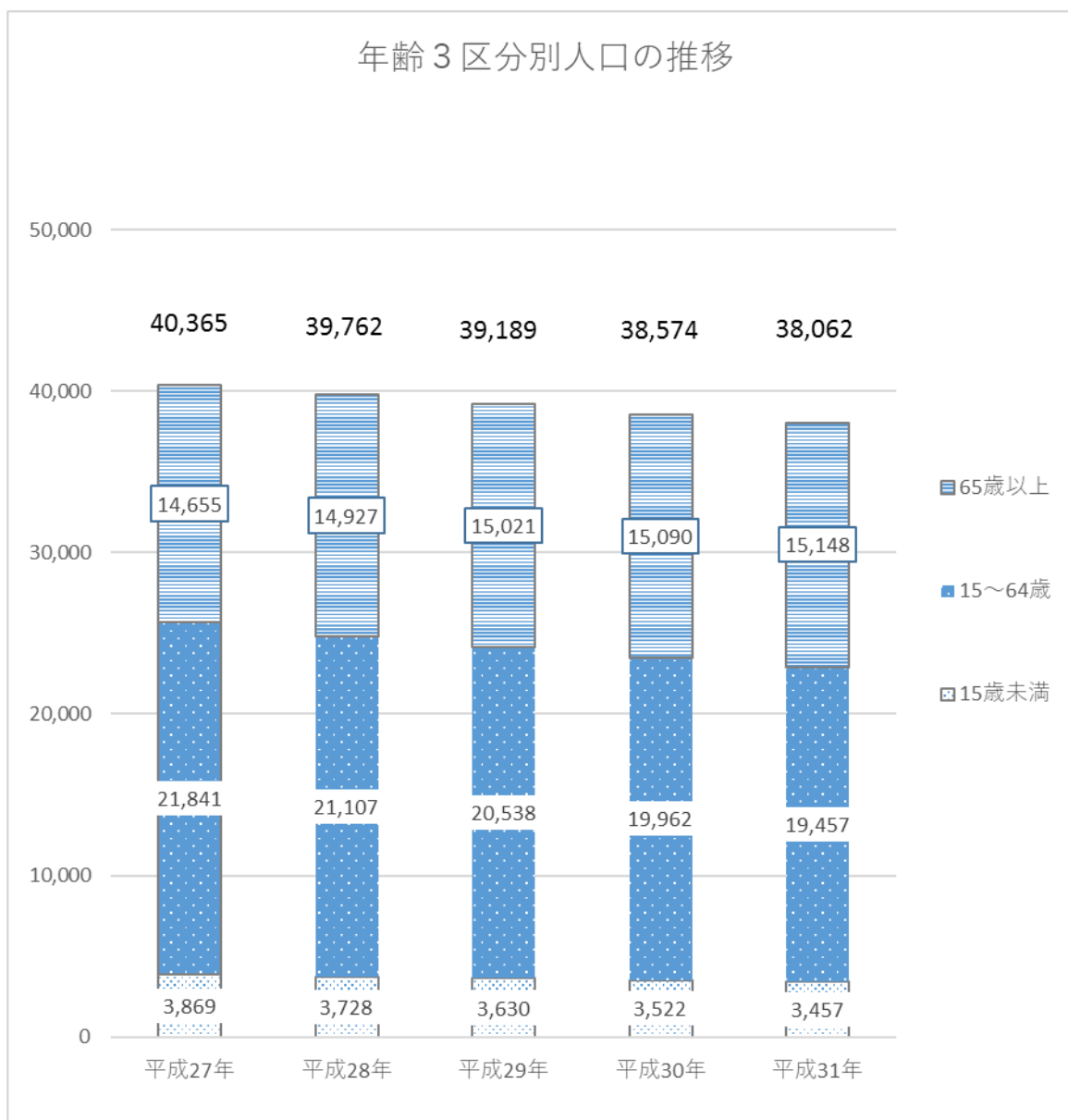
# 第3章 子どもと子育て家庭の現状と課題

## 1 いすみ市の子ども・子育てを取り巻く状況

### (1) 人口

本市の人口は、平成31年4月1日現在、38,062人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で2,303人の減少となっています。

年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいます。

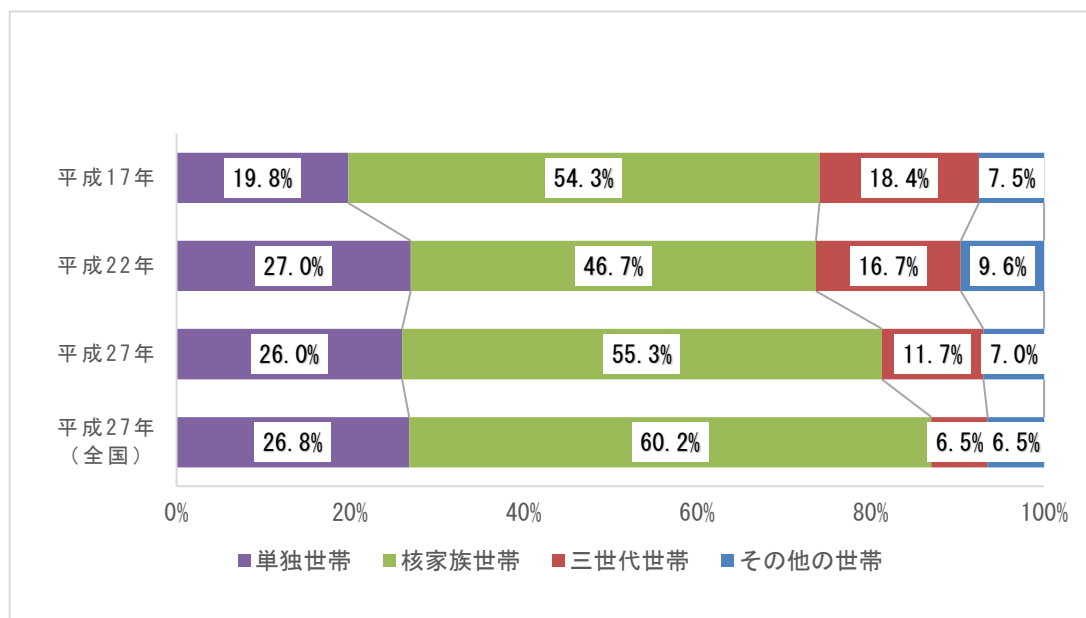


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 世帯

本市の世帯は、核家族世帯の割合が増加し、三世帯世帯の割合が減少する傾向にあります。平成 27 年において全国値と比較すると、三世帯世帯が高い値になっています。

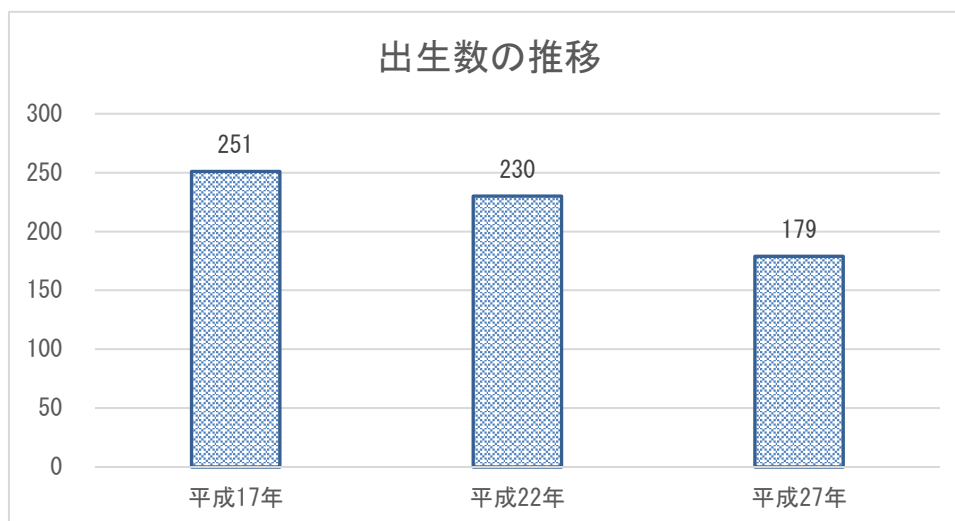
世帯類型の割合の推移



資料：国勢調査

## (3) 出生数

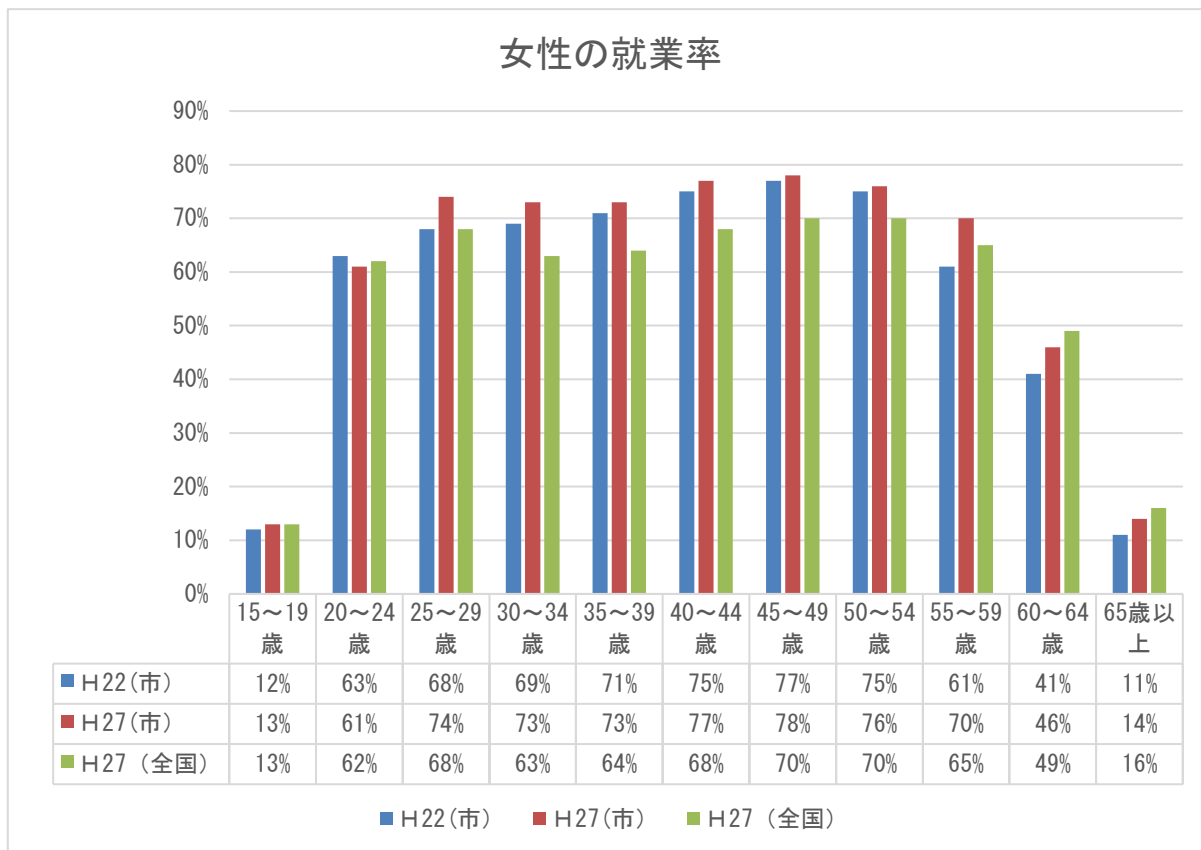
本市の出生数は年々減少しており、人口減少とともに少子化が進んでいます。



資料：国勢調査

#### (4) 就業（女性の年齢別就業率）

平成 22 年、平成 27 年の本市における女性の就業率の傾向を年齢別に見てみると、おおむね全国値よりも高い値になっています。



資料：国勢調査

## (5) 教育・保育施設などの利用の現状

本市には幼稚園はなく、認定こども園が1施設、保育所・園が10施設あります。平成31年4月1日現在、847人の就学前児童の保育を実施しています。

### 市内の保育所・園の利用状況

単位：人

地区	施設名	定員 (~H29)	H26	H27	H28	H29	定員 (H30~)	H30	H31
			入所 人数	入所 人数	入所 人数	入所 人数		入所 人数	入所 人数
夷隅	夷隅こども園 (夷隅保育所)	220	145	158	160	164	213	141	147
大原	第一保育所	120	101	111	113	121	120	122	116
	第二保育所	90	54	53	72	60	90	59	62
	第三保育所 (~H27)	120	34	33					
	東海保育所	120	67	66	68	69	120	61	63
	東保育所	90	64	55	51	44	90	42	35
	浪花保育所	60	43	42	46	40	60	39	27
	子山保育園	90	112	109	105	102	90	101	90
岬	長者保育所	120	92	89	80	73	120	69	69
	中根保育所	90	59	59	56	60	90	61	66
	太東保育所	140	129	128	118	132	140	120	133
	古沢保育所	60	56	52	50	51	60	40	39
	<b>合計</b>	<b>1,320</b>	<b>956</b>	<b>955</b>	<b>919</b>	<b>916</b>	<b>1,193</b>	<b>855</b>	<b>847</b>

(各年4月1日現在)

## 小学校児童

本市の小学校児童数は減少傾向にあり、令和元年5月1日現在は1,457人となっています。

		H26	H27	H28	H29	H30	R1 (5月1日現在)
いすみ市内 小学校	1年生	238	267	247	226	254	216
	2年生	265	242	264	246	226	250
	3年生	228	271	243	261	251	234
	4年生	264	230	267	242	261	250
	5年生	268	261	231	267	244	261
	6年生	293	265	259	229	267	246
計		1,556	1,536	1,511	1,471	1,503	1,457

(H26～H30：学校基本調査結果、R1：5月1日現在)

## 中学校児童

本市の中学校児童数は減少傾向にあり、令和元年5月1日現在は763人となっています。

		H26	H27	H28	H29	H30	R1 (5月1日現在)
いすみ市内 中学校	1年生	278	296	269	262	226	267
	2年生	319	273	295	267	264	228
	3年生	315	320	271	291	271	268
計		912	889	835	820	761	763

(H26～H30：学校基本調査結果、R1：5月1日現在)

※児童福祉法では、18歳未満の者を児童という。

## 市内の放課後児童クラブの利用児童数

本市の放課後児童クラブは、11 ルームあります。平成 31 年 4 月 1 日現在、301 人の利用児童がいます。

放課後児童 クラブ名	開設場所	定員	児 童 数					
			H26	H27	H28	H29	H30	H31
コスモス	夷隅地区多目的 研修センター内	50人	39	51	51	58	60	49
第一おおはら こどもルーム	大原小学校内	35人	23	60	31	27	31	25
第二おおはら こどもルーム		35人	—	—	33	37	29	29
第三おおはら こどもルーム	花本こども館内	30人	—	—	—	39	29	32
とうかい こどもルーム	東海小学校内	20人	11	22	17	18	22	31
なみはな こどもルーム	浪花小学校内	20人	4	11	12	16	17	19
あずま こどもルーム	渡邊兄妹記念 図書館内	20人	8	15	16	23	26	26
第一げんキッズ	長者小学校内	35人	81	53	37	17	13	15
第二げんキッズ		35人	—	15	17	42	35	32
第一たいとう こどもルーム	太東小学校内	35人	—	13	15	12	17	13
第二たいとう こどもルーム		35人	—	15	26	27	33	30
計			166	255	255	316	312	301

※第一げんキッズはH26年度まで岬ふれあい会館で実施していました。

(各年 4 月 1 日現在)



## 2 アンケート結果からみる市民ニーズ

本計画の基礎調査として、市民ニーズに関するアンケート調査を、以下のとおり実施しました。

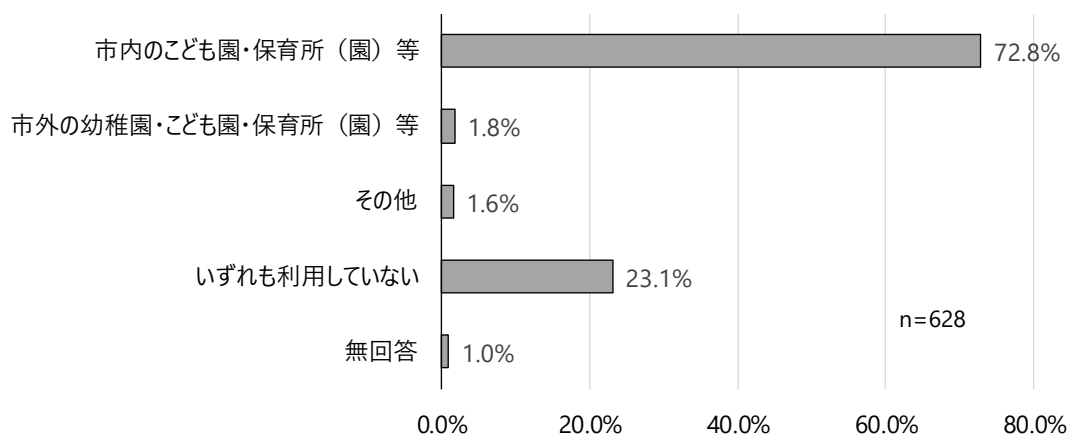
### 〈アンケート調査の実施概要〉

調査対象／票数	●未就学児童の保護者／1,193 票 ●小学生の保護者／1,437 票
調査期間	令和元年6月～7月
回答数（回収率）	●未就学児童：628 票（回収率：52.6%） ●小学生：729 票（回収率：50.7%）

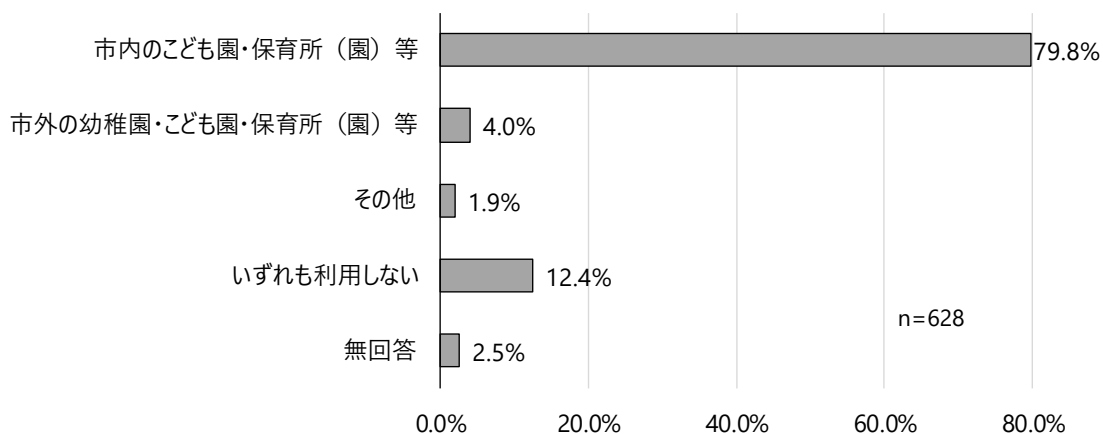
以下は、その概要です。

### （1）教育・保育施設の利用

#### ■ 平日、定期的にご利用している教育・保育施設（利用状況）



#### ■ 平日、定期的にご利用したいと考える事業（利用希望）

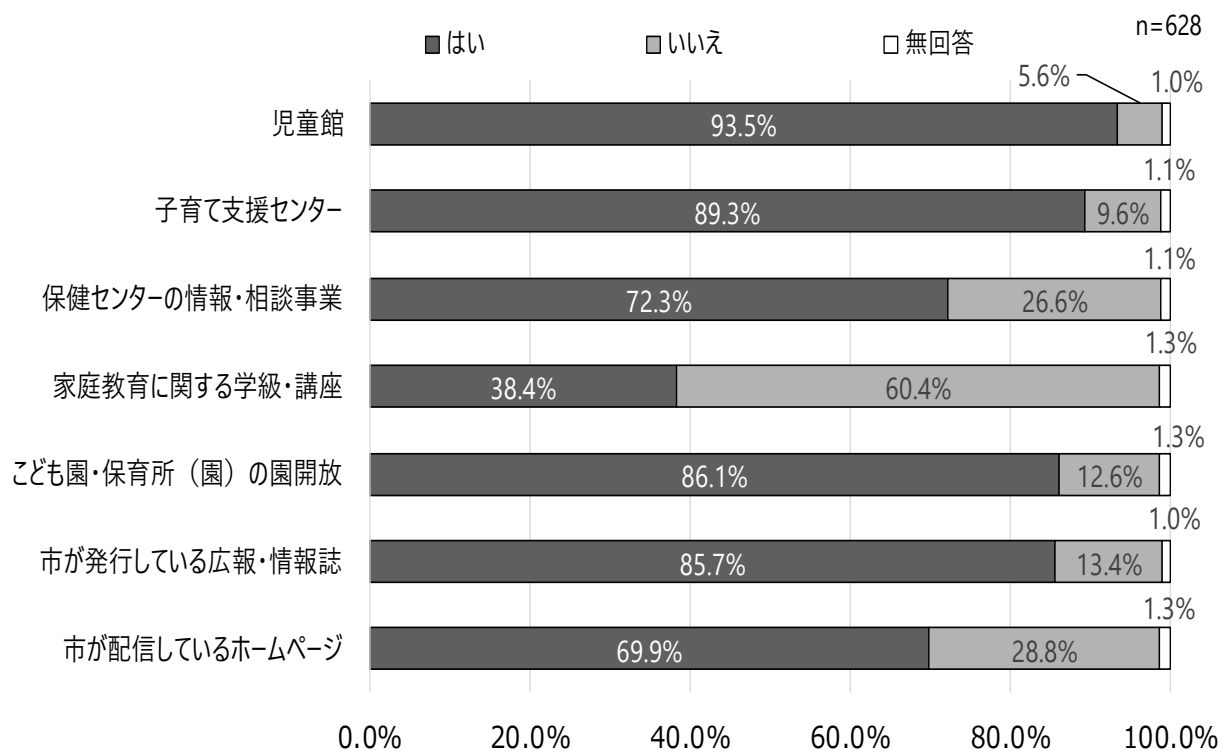


## (2) 子育て環境

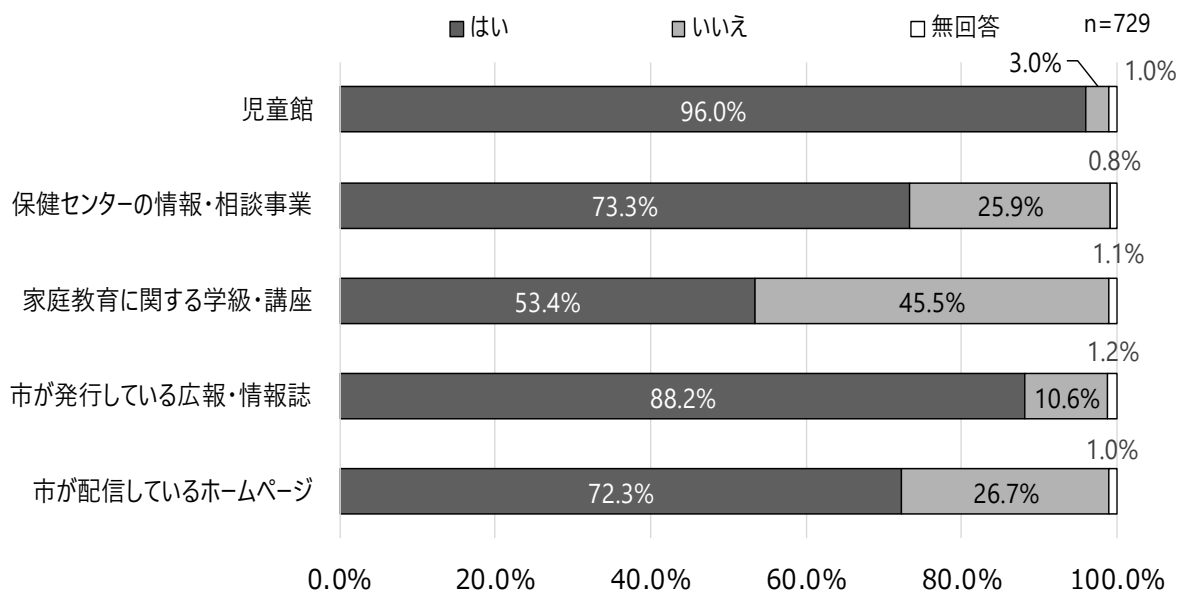
### ① 子育て支援事業の周知状況と利用意向

#### ● 市の取組について（周知状況）

【子育て支援の各種取組について知っていますか】（未就学児）

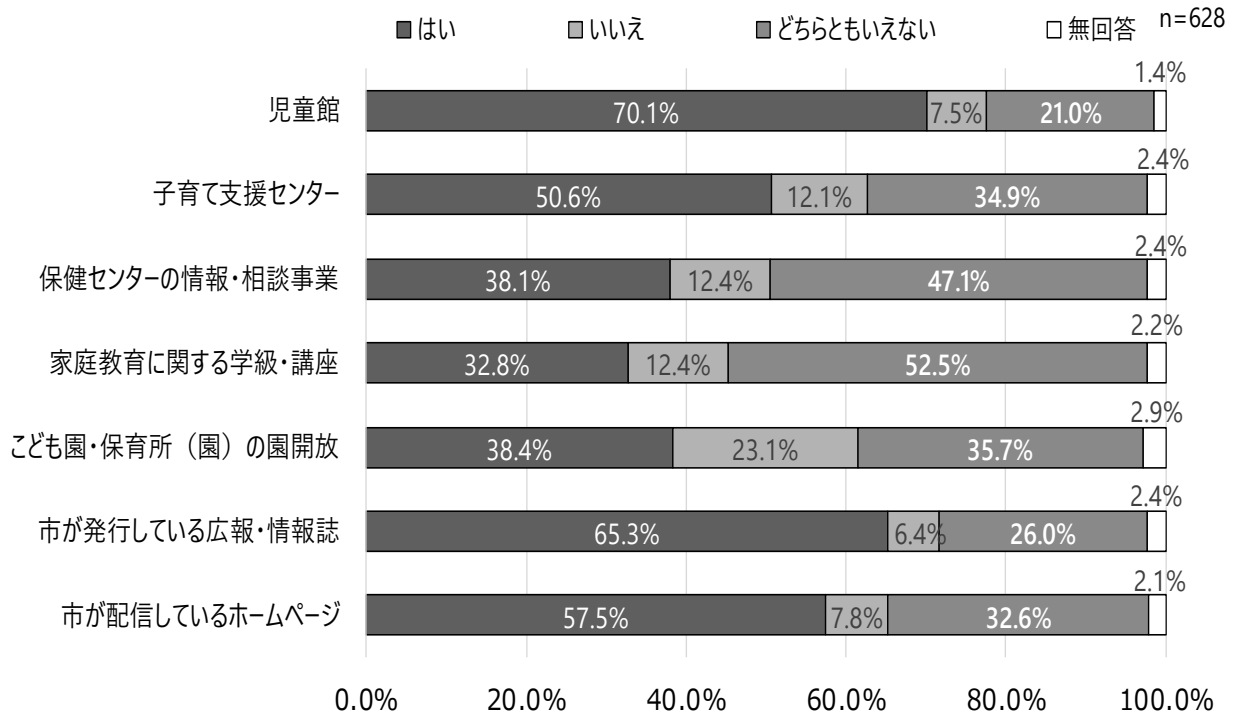


【子育て支援の各種取組について知っていますか】（小学生）

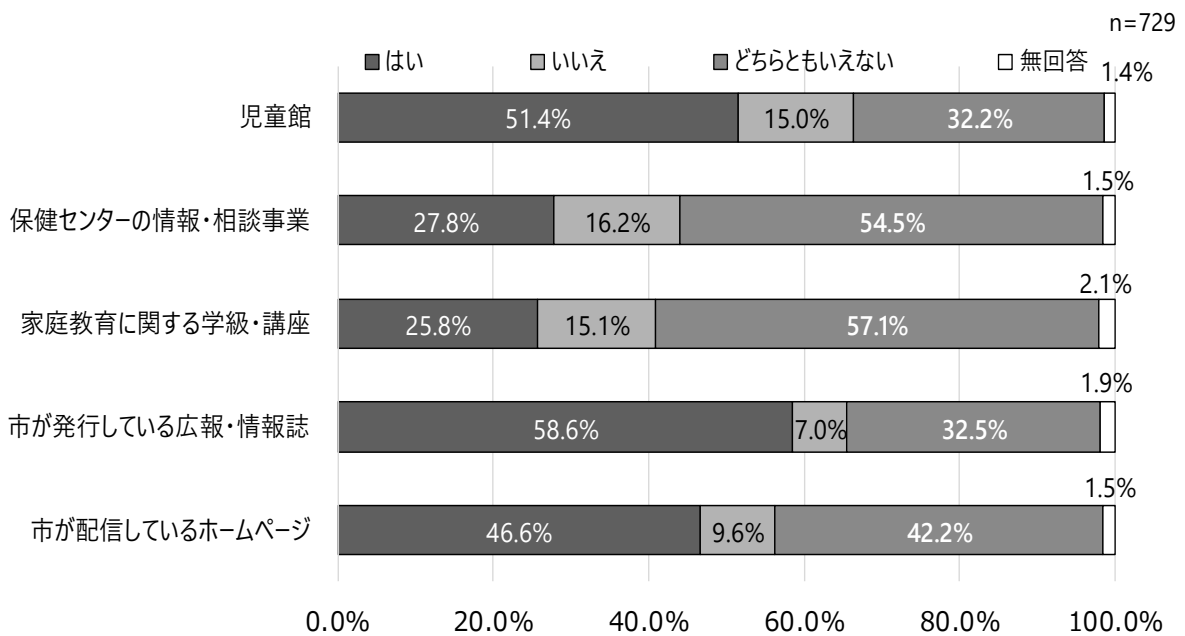


● 市の取組について（今後の利用意向）

【子育て支援の各種取組について今後利用したいですか】（未就学児）



【子育て支援の各種取組について今後利用したいですか】（小学生）



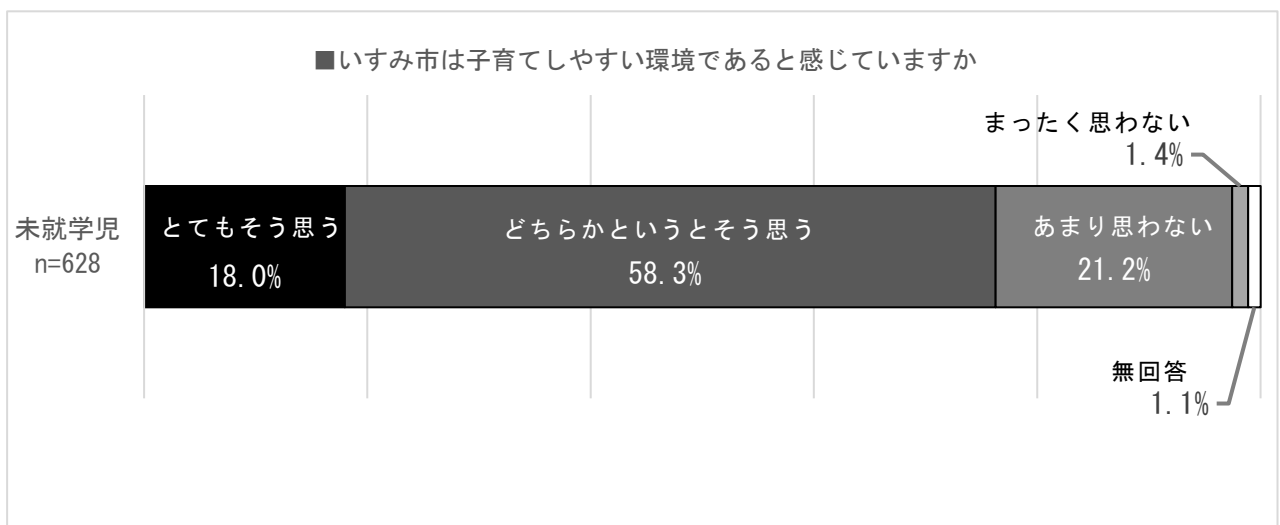
## ②いすみ市の子育て環境への評価

### ● 市の子育てのしやすさ

#### 【子育てをしやすい環境と感じていますか】（未就学）

いすみ市は子育てをしやすい環境であるかを聞いたところ、「とても思う」と「どちらかというと思う」を合わせて76.3%となり、市の子育て環境への満足度は高くなっています。

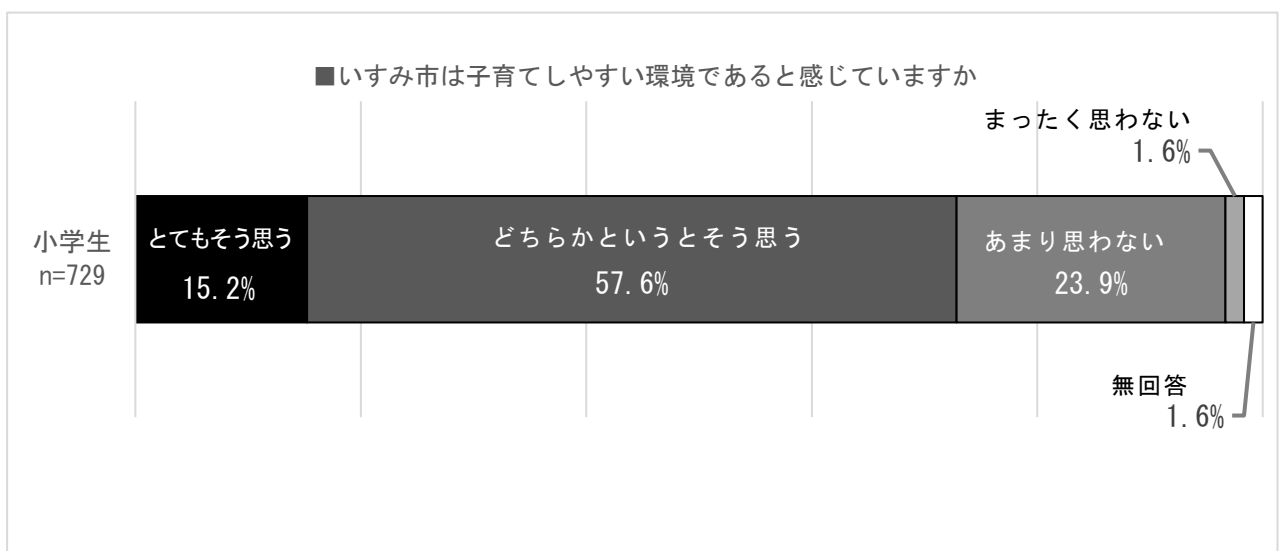
一方、「あまり思わない」と「まったく思わない」を合わせると22.6%となっています。



#### 【子育てをしやすい環境と感じていますか】（小学生）

いすみ市は子育てをしやすい環境であるかを聞いたところ、「とても思う」と「どちらかというと思う」を合わせて72.8%となり、市の子育て環境への満足度は高くなっています。

一方、「あまり思わない」と「まったく思わない」を合わせると25.5%となっています。

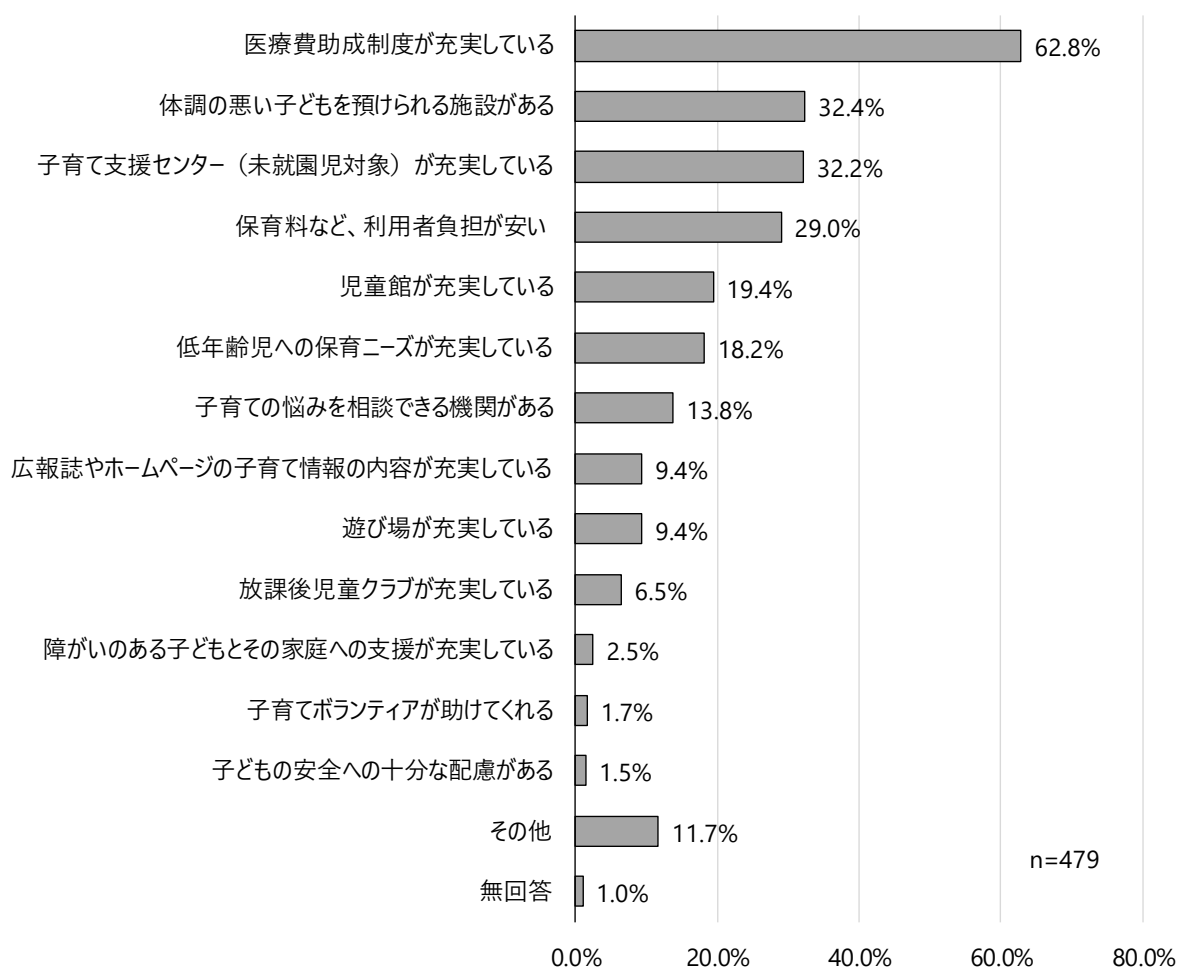


● 子育てをしやすいと感じるところ

【どんなところが子育てをしやすいと感じますか】（未就学）

市は子育てのしやすい環境であるかという問に対して、「とてもそう思う」と「どちらかというと思う」と回答した方に、「どんなところが、子育てをしやすいと感じますか」と聞いたところ、「医療費助成制度が充実している」が62.8%で最も高く、次いで、「体調の悪い子どもを預けられる施設がある」が32.4%、「子育て支援センター（未就園児対象）が充実している」が32.2%、「保育料など、利用者負担が安い」が29.0%、「児童館が充実している」が19.4%、「低年齢児への保育ニーズが充実している」が18.2%、「子育ての悩みを相談できる機関がある」が13.8%、「広報誌やホームページの子育て情報の内容が充実している」が9.4%、「遊び場が充実している」が9.4%、「放課後児童クラブが充実している」が6.5%、「障がいのある子どもとその家庭への支援が充実している」が2.5%、「子育てボランティアが助けてくれる」が1.7%、「子どもの安全への十分な配慮がある」が1.5%、「その他」が11.7%、「無回答」が1.0%となっています。

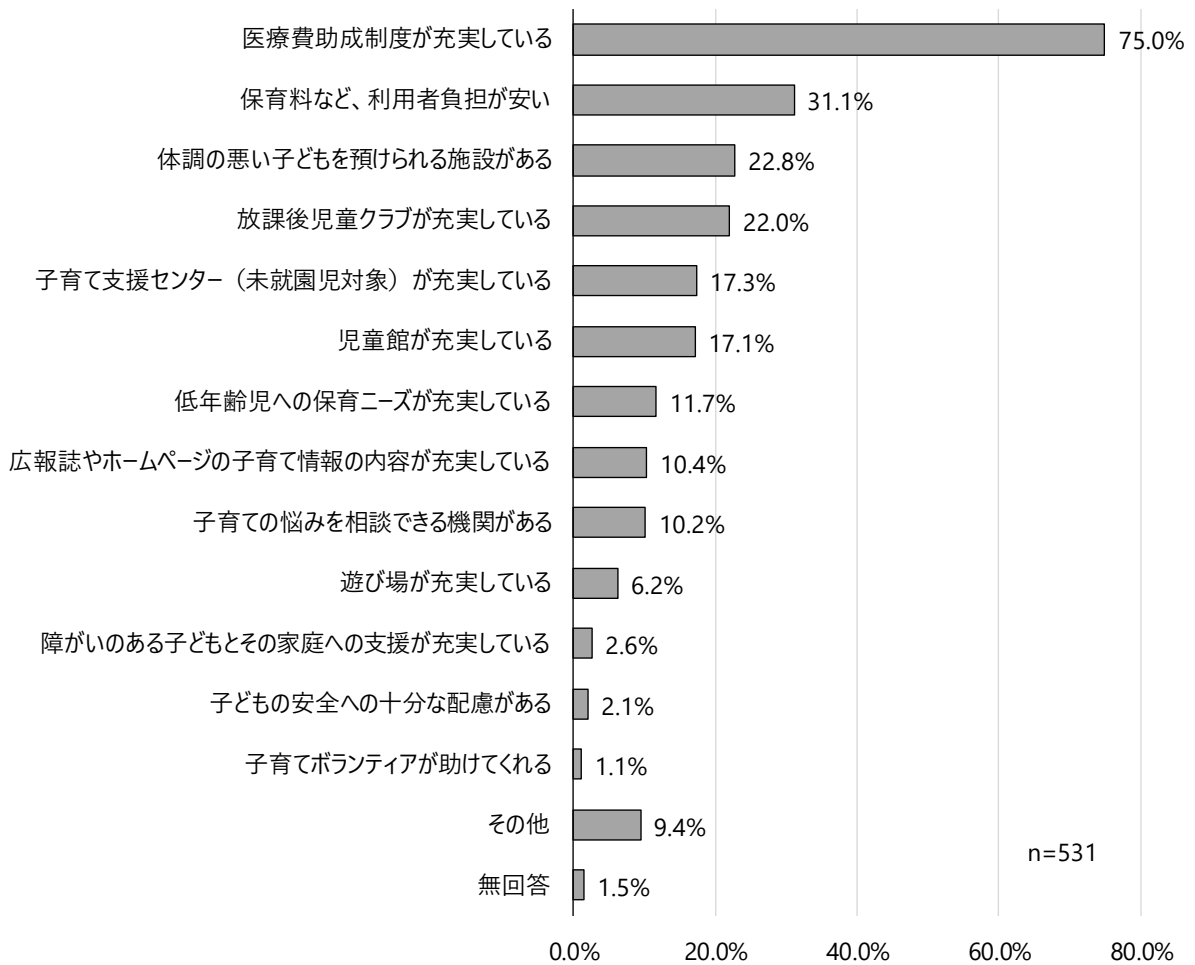
■ 子育てをしやすいと感じるところ



## 【どんなところが子育てをしやすいと感じますか】（小学生）

市は子育てのしやすい環境であるかという問に対して、「とてもそう思う」と「どちらかというと思う」と回答した方に、「どんなところが、子育てをしやすいと感じますか」と聞いたところ、「医療費助成制度が充実している」が75.0%で最も高く、次いで、「保育料など、利用者負担が安い」が31.1%、「体調の悪い子どもを預けられる施設がある」が充実しているが22.8%となっています。

### ■ 子育てをしやすいと感じるところ



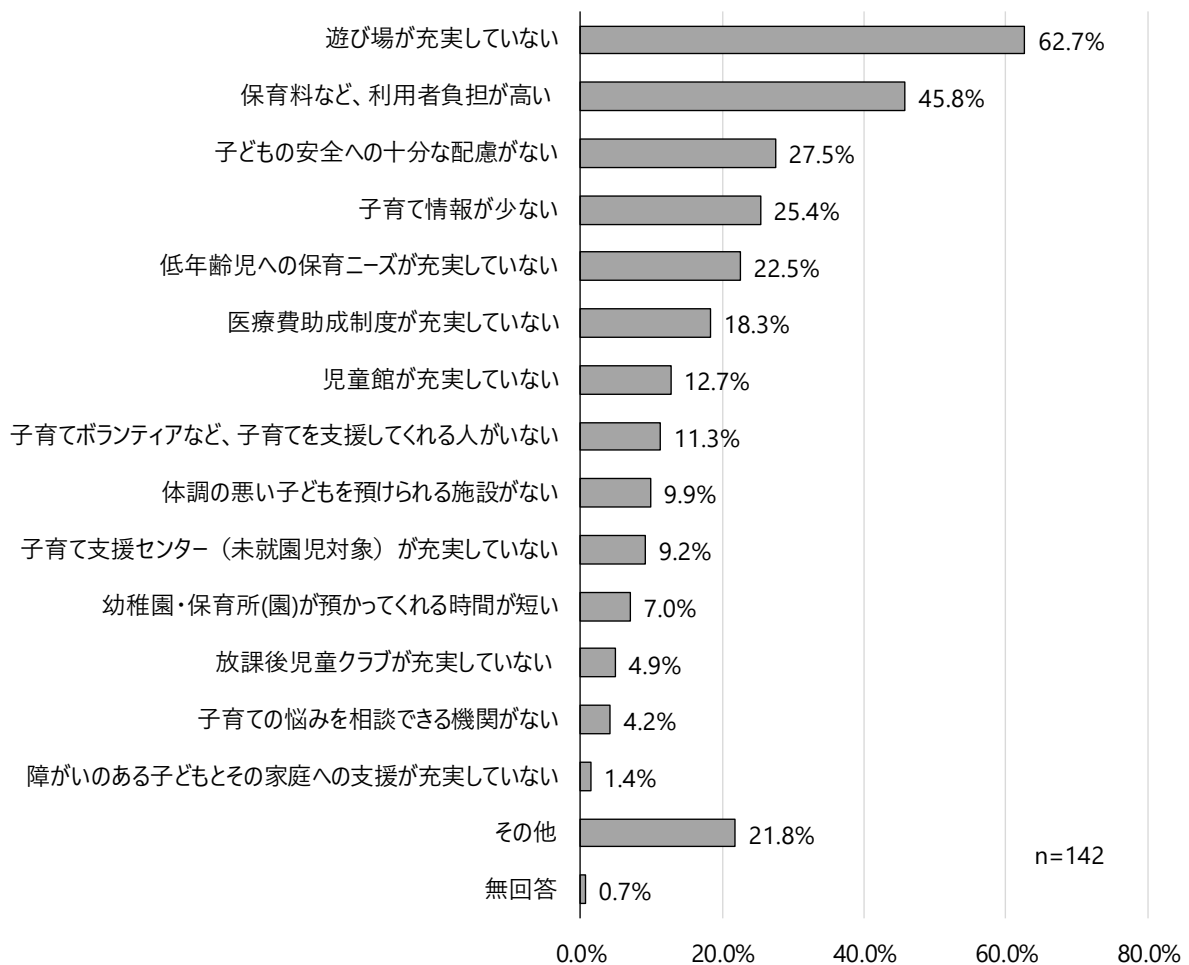
● 子育てをしにくいと感じるところ

【どんなところが子育てをしにくいと感じますか】（未就学）

いすみ市が子育てをしにくいと感じている方が満足していない点としては、「遊び場が充実していない」が62.7%で最も高く、次いで、「保育料など、利用者負担が高い」が45.8%となっています。

保育料などの利用者負担は、子育てをしやすいところと、しにくいところの両面で比較的上位であることから、各家庭の経済的な状況によって負担感に相違があることが要因の一つであると考えられます。

■ 子育てをしにくいと感じるところ



上記の2点（40%以上の方が満足していない項目）について、本市は以下の頁に定める事業において、対応を検討・推進します。

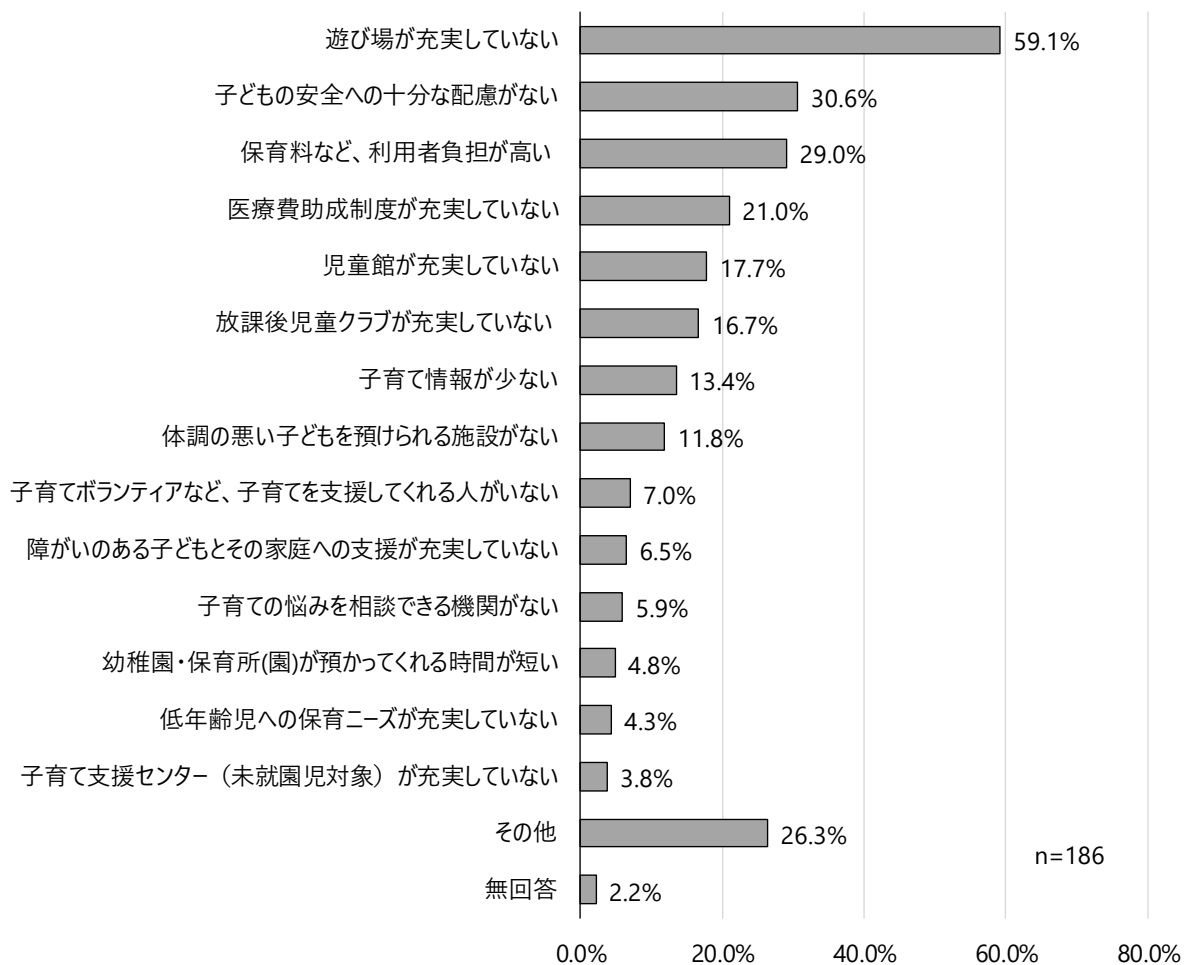
「遊び場が充実していない」 ⇒ 「児童遊園整備事業」、「都市公園維持管理事業」  
 「保育料など、利用者負担が高い」 ⇒ 「多子世帯の保育料減免」

## 【どんなところが子育てをしにくいと感じますか】（小学生）

いすみ市が子育てをしにくいと感じている方が満足していない点としては、「遊び場が充実していない」が59.1%で最も高く、次いで、「子どもの安全への十分な配慮がない」が30.6%となっています。

自由記載欄では「公園等遊び場の整備・充実」に関する要望が多くありました。

### ■ 子育てをしにくいと感じるところ



上記の1点（40%以上の方が満足していない項目）について、本市は以下の頁に定める事業において、対応を検討・推進します。

「遊び場が充実していない」⇒「児童遊園整備事業」、「都市公園維持管理事業」



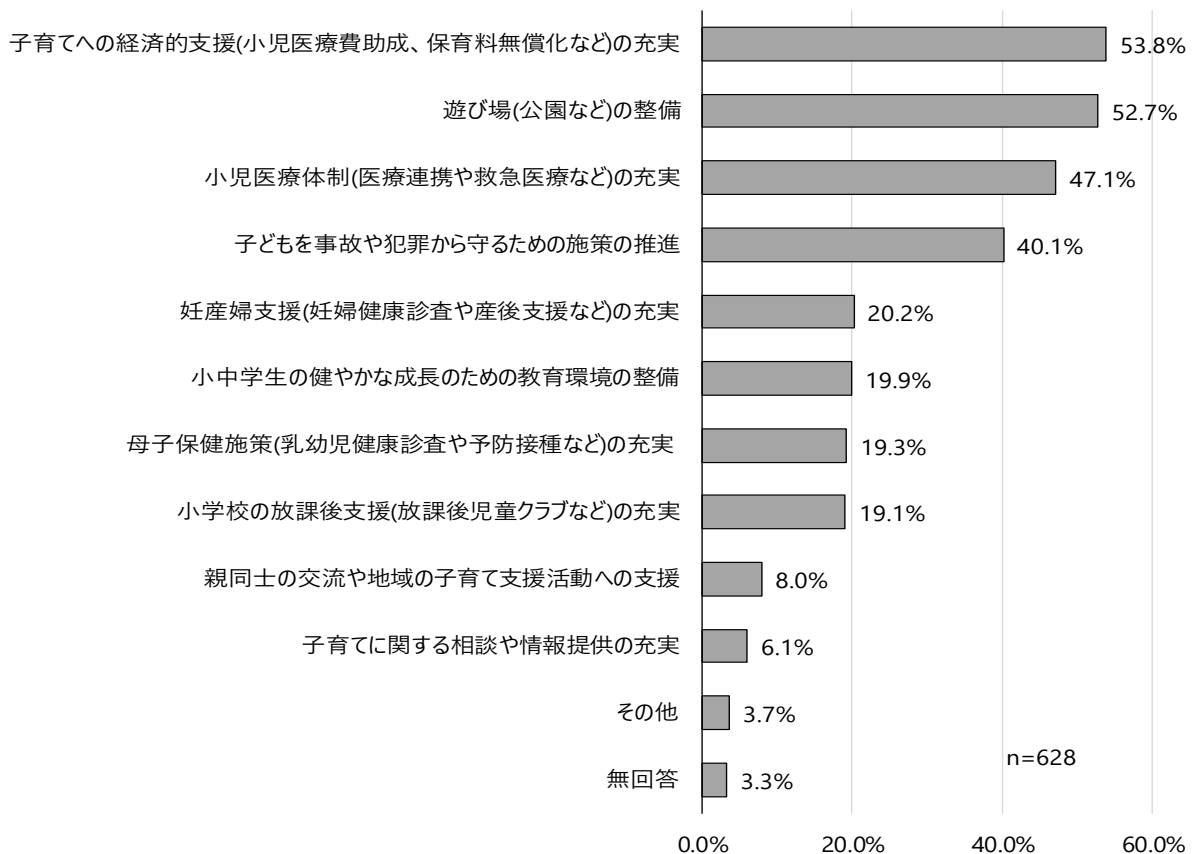
### ③今後の課題

#### 【今後どのような取組の充実が必要だと思いますか】（未就学児）

「子育てへの経済的支援(小児医療費助成、保育料無償化など)の充実」(53.8%)「遊び場(公園など)の整備」(52.7%)「小児医療体制(医療連携や救急医療など)の充実」(47.1%)の順に、重要と考えられている結果となっています。

また、医療費助成制度に満足する割合が高い一方で、小児医療体制の現状より更なる充実が必要ととらえる割合も高くなっています。

#### ■今後どのような取組の充実が必要だと思うか



上記の4点(40%以上の方が重要と思う項目)について、本市は以下の頁に定める事業において、対応を検討・推進します。

「子育てへの経済的支援の充実」⇒ 第5章において、家庭の状況に応じ、さまざまな支援を行います。

「遊び場(公園など)の整備」⇒ 「児童遊園整備事業」、「都市公園維持管理事業」

「小児医療体制の充実」⇒ 「周産期医療、小児医療及び小児救急医療体制」

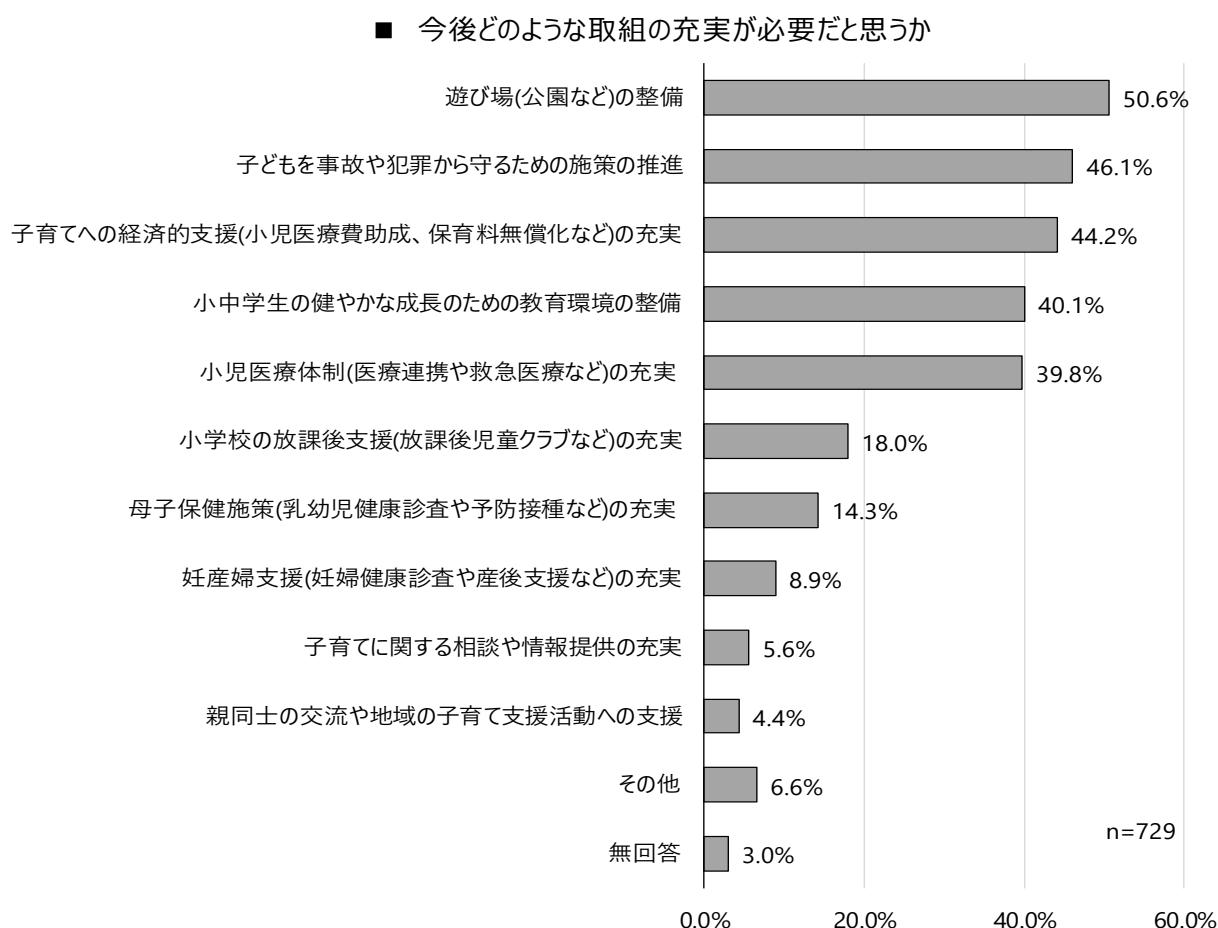
「子どもを事故や犯罪から守るための施策の推進」⇒ 「交通安全推進事業」、

「防犯対策推進事業」

## 【今後どのような取組の充実が必要だと思いますか】（小学生）

「遊び場（公園など）の整備」（50.6%）「子どもを事故や犯罪から守るための施策の推進」（46.1%）の順に、重要と考えられている結果となっています。

子育てをしにくいと感じている中で、「遊び場が充実していない」割合が最も高いことから、遊び場の整備は必要と考えられます。



上記の4点（40%以上の方が重要と思う項目）について、本市は以下の頁に定める事業において、対応を検討・推進します。

「遊び場（公園など）の整備」⇒「児童遊園整備事業」、「都市公園維持管理事業」  
 「子どもを事故や犯罪から守るための施策の推進」⇒「交通安全推進事業」、  
 「防犯対策推進事業」  
 「子育てへの経済的支援（小児医療助成、保育料無償化など）の充実」  
 ⇒「多子世帯の保育料減免」、「子ども医療費助成事業」、「児童医療費助成事業」  
 「小中学生の健やかな成長のための教育環境の整備」⇒「（6）学校教育の充実」

### 3 第1期計画の量の見込みと進捗

第1期計画の量の見込みに対する最新の進捗は以下のとおりです。

#### (1) 教育・保育事業

平成27年度から平成29年度の実績は、ほぼ量の見込みどおりとなっておりますが、平成30年度からは、2号認定・3号認定の実績が量の見込みを下回っています。

	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
量の見込み	4	732	278	1,014	0	675	289	964	0	669	304	973
実績	0	708	281	989	0	688	298	986	3	671	280	954
進捗率	0.0%	96.7%	101.1%	97.5%		101.9%	103.1%	102.3%		100.3%	92.1%	98.0%

	平成30年度				平成31年度(4月1日現在)			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
量の見込み	0	662	305	967	4	694	291	989
実績	8	615	288	911	8	597	243	848
進捗率		92.9%	94.4%	94.2%	200.0%	86.0%	83.5%	85.7%

(平成27年度～平成30年度：3月31日現在、平成31年度：4月1日現在)

#### (2) 地域子育て支援事業

子育て支援センター事業として、平成28年度から花本こども館・みさき児童館で開始しました。平成29年度までは延べ利用回数は増加傾向となっていました。平成30年度は減少しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み (月間延べ利用数)	1,329人回	1,397人回	1,444人回	1,434人回
実績	297人回	1,012人回	1,113人回	1,048人回
進捗率	22.3%	72.4%	77.1%	73.1%

(各年度3月31日現在)

### (3) 妊婦健康診査

延べ利用数は減少傾向となっておりますが、平成 28 年度以降、見込みを上回る実利用人数となっております。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み (年間延べ利用数)	244 人 (3,416 人回)	232 人 (3,248 人回)	222 人 (3,108 人回)	208 人 (2,912 人回)
実績 (年間延べ利用数)	231 人 (2,291 人回)	299 人 (2,098 人回)	292 人 (2,003 人回)	256 人 (2,043 人回)
進捗率	94.7%	128.9%	131.5%	123.1%

(各年度 3 月 31 日現在)

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

見込みに対して実績は 7 割台を推移しています。出生数の減少に伴い実際の対象者数が少なくなっていることが原因と考えられます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	228 人	244 人	232 人	222 人
実績	175 人	177 人	186 人	158 人
進捗率	76.8%	72.5%	80.2%	71.2%

(各年度 3 月 31 日現在)

### (5) 養育支援訪問事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

平成 28 年度以降、見込みを上回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	22 人	24 人	23 人	22 人
実績	21 人	33 人	28 人	29 人
進捗率	95.5%	137.5%	121.7%	131.8%

(各年度 3 月 31 日現在)

### (6) 一時預かり事業

平成 28 年度以降の延べ利用数は増加し、平成 30 年度は見込みに対して 146.6%となっております。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み (年間延べ利用数)	235 人日	235 人日	239 人日	236 人日
実績	—	171 人日	268 人日	346 人日
進捗率	—	72.8%	112.1%	146.6%

(各年度 3 月 31 日現在)

### (7) 延長保育事業

平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実利用人数は増加傾向となっており、平成 30 年度は 169 人で推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	89 人	89 人	90 人	90 人
実績	52 人	178 人	220 人	169 人
進捗率	58.4%	200.0%	244.4%	187.8%

(各年度 3 月 31 日現在)

### (8) 病児保育事業

平成 27 年 10 月から市内に 1 施設開設したことにより、利用者の利便性が向上し、延べ利用数が平成 28 年度では平成 27 年度の 2 倍以上になっています。開設された外房こどもクリニック内病児保育室「パウルーム」の利用が増え、高い進捗率となりました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み (年間延べ利用数)	52 人日	52 人日	54 人日	52 人日
実績	146 人日	347 人日	326 人日	338 人日
進捗率	280.8%	667.3%	603.7%	650.0%

(各年度 3 月 31 日現在)

### (9) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

平成 27 年度に全ての児童クラブで小学 6 年生までの受け入れができる体制を整えました。平成 28 年度以降、見込みを上回る実利用人数となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	229 人	225 人	221 人	221 人
(低学年)	210 人	207 人	203 人	203 人
(高学年)	19 人	18 人	18 人	18 人
実績	216 人	241 人	280 人	291 人
(低学年)	202 人	218 人	249 人	246 人
(高学年)	14 人	23 人	31 人	45 人
進捗率	94.3%	107.1%	126.7%	131.6%

(各年度 3 月 31 日現在)

# 第4章 事業量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域などの設定

### (1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市は現在、小学校区は10区、中学校区は3区あります。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本市では、第1期計画と同様に、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市1地区と設定します。

本市の現状

区域面積 (km <sup>2</sup> )	就学前児童数 (人)	幼稚園の数	認可保育所の数	認定こども園の数
157.51	1,195	0	10	1

(平成31年4月1日現在)

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、後掲の量の見込みを勘案した上で、事業の性質や実施状況を踏まえ、いずれも全市1地区にて需給調整をはかります。

地域子ども・子育て支援事業名	
①地域子育て支援拠点事業	⑥放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)
②妊婦健康診査	⑦養育支援訪問事業
③乳児家庭全戸訪問事業	⑧延長保育事業
④病児・病後児保育事業	⑨一時預かり事業
⑤ファミリー・サポート・センター事業	⑩子育て短期支援事業
※ 新 規 事 業	
⑪利用者支援事業	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	

## 2 子どもの人口の見通し

計画期間である平成 27 年度から平成 31 年度の児童人口を、コーホート変化率法（※）により推計したのが、以下の表です。

市全体の児童人口は、令和 2 年度 4,147 人から、令和 6 年度には 528 人減の 3,619 人になる見込みです。

### 子どもの人口の見通し

単位：人

年齢	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	167	160	153	147	142
1 歳	196	191	183	176	169
2 歳	186	183	179	172	165
3 歳	195	195	190	187	179
4 歳	196	177	175	173	169
5 歳	205	193	171	167	167
0～2 小計	549	534	515	495	476
3～5 小計	596	565	536	527	515
0～5 小計	1,145	1,099	1,051	1,022	991
6～8 小計	672	595	545	507	471
9～11 小計	759	759	734	686	606
6～11 小計	1,431	1,354	1,279	1,193	1,077
12～14 小計	756	793	772	768	769
15～17 小計	815	759	770	746	782
0～17 合計	4,147	4,005	3,872	3,729	3,619

※「コーホート変化率法」とは……

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

### 3 事業量見込みと確保方策（教育・保育給付）

#### （１）量の見込み

幼児教育・保育の見込みは、国の示した「第２期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を踏まえ、ニーズ調査結果からの推計と平成 27 年年度以降の各事業の実績値を勘案し、さらに本市の特性に応じた「量の見込み」を設定します。

#### （２）保育所（園）の現状

本市には、認定こども園が 1 園、公立保育所が 9 保育所、私立保育園が 1 園あります。

##### 保育所（園）の定員等

###### 公立保育所・こども園

名 称	定員（人）	入所児童数 （人） (H31.4.1現在)	入所率 （％）	小学校区
夷隅こども園	213	147	69.0	夷隅
第一保育所	120	116	96.7	大原
第二保育所	90	62	68.9	大原
東海保育所	120	63	52.5	東海
東保育所	90	35	38.9	東保
浪花保育所	60	27	45.0	浪花
長者保育所	120	69	57.5	長者
中根保育所	90	66	73.3	中根
太東保育所	140	133	95.0	太東
古沢保育所	60	39	65.0	古沢
合 計	1,103	757	68.6	

###### 私立保育園

名 称	定員（人）	入所児童数 （人）	入所率（％）	小学校区
子山保育園	90	90	100	東海

定員はいずれも平成 31 年 4 月 1 日現在



## 量の見込みと供給体制

単位：人

		1号	2号	3号		合計	
		3～5歳		0歳	1・2歳		
令和2年	① 量の見込み		10	570	33	259	872
	② 確保の内容	保育所・幼稚園	835		64	294	1,193
		地域型保育	0	0	0	0	0
	② - ①		255		31	35	321
			1号	2号	3号		合計
		3～6歳		0歳	1・2歳		
令和3年	① 量の見込み		6	540	31	254	831
	② 確保の内容	保育所・幼稚園	835		64	294	1,193
		地域型保育	0	0	0	0	0
	② - ①		289		33	40	362
			1号	2号	3号		合計
		3～6歳		0歳	1・2歳		
令和4年	① 量の見込み		6	512	30	246	794
	② 確保の内容	保育所・幼稚園	835		64	294	1,193
		地域型保育	0	0	0	0	0
	② - ①		317		34	48	399
			1号	2号	3号		合計
		3～6歳		0歳	1・2歳		
令和5年	① 量の見込み		6	502	29	236	773
	② 確保の内容	保育所・幼稚園	835		64	294	1,193
		地域型保育	0	0	0	0	0
	② - ①		327		35	58	420
			1号	2号	3号		合計
		3～7歳		0歳	1・2歳		
令和6年	① 量の見込み		6	491	28	227	752
	② 確保の内容	保育所・幼稚園	835		64	294	1,193
		地域型保育	0	0	0	0	0
	② - ①		338		36	67	441
			1号	2号	3号		合計
		3～6歳		0歳	1・2歳		

## 保育所稼働率

○本市全体 11 保育所（園）において、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間で想定される稼働率（利用者数÷受入可能数）は 63%～73%です。

## 課題

稼働率の低い保育所の効率的運用

## 確保方策

- ①低稼働の保育所をはじめとした保育所統廃合を推進し、適切な保育提供体制の整備を行います。
- ②本市における教育提供のあり方として、保育所統廃合を推進しながら、財政面・人材面など総合的な判断のもと、保育所での質の高い幼児教育を確保しながら、円滑に小学校教育に移行できるよう体制の維持向上を目指します。

### (3) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

#### ① 認定子ども園の普及について

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、「幼児教育」「保育」「子育て支援」を総合的に提供することができるとともに、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、本市では、平成30年4月より保育所型認定こども園（夷隅こども園）を1か所開設しました。

#### ② 質の高い幼児期の教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、研修等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

#### ③ 認定こども園、保育所（園）と小学校等との連携について

こども園・保育所の教諭や保育士が交流事業等を通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な移行を目指し、保育所・認定こども園・小学校が連携し、小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携を進めます。

#### (4) 幼児教育・保育無償化への対応

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

また、制度改正に伴い、新制度未移行幼稚園の利用料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料等を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法については償還払いを基本とし公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため法定代理受領による給付についても実施します。

施設種別		対象となる子ども	内容
幼稚園		3～5歳	子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。
認可保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業		0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上はすべての子どもの利用料が無償化されます。
子育てのための施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外保育施設	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

## 4 事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）

### （１）利用者支援事業

#### ■事業内容と実施状況

教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの利用について情報集約と提供を行うこと、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう必要な情報提供・助言を行うことや、関係機関との連絡調整などが主たる事業内容です。本市では令和元年度より実施します。

#### ■今後の方向性・確保方策

利用者支援事業は、主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用して実施する「基本型」、主として行政機関の窓口等を活用して実施する「特定型」、主として保健センター等を活用し保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に実施する「母子保健型」があり、本市においては、保健センターを活用した「母子保健型」を1か所で実施します。

### 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実施か所数/か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

多様なニーズに応じられるよう質の向上に努めます。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### ■事業内容と実施状況

地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談などを行う事業です。本市では、夷隅こども園内において、実施しています。

また、効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう、花本こども館・みさき児童館と連携し、事業を実施しています。

### ■今後の方向性・確保方策

地域子育て支援拠点事業は、親子交流や育児相談、子育てに関する情報提供を行うなど、子育て支援の主たる場としての役割を担う重要な事業であり、さらなる充実を図る必要があります。

事業量の確保のみにとどまらず、子育て相談の実施など、保護者の子育てへの不安や疲労感の緩和ができるよう、きめ細かな子育て支援を実施していきます。

## 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (月間延べ利用数)	1,048人回	1,048人回	1,056人回	1,056人回	1,063人回
②確保の内容	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

### <参考>

実績 (H30)	実施箇所	3か所(夷隅こども園内子育て支援センター、花本こども館、みさき児童館)
	利用人数	年間12,578人回

ニーズ量としては、現行体制での充足が可能であるため、現行の体制を維持しつつ、多様なニーズに応じられるよう質の向上に努めます。

### (3) 妊婦健康診査

#### ■ 事業内容と実施状況

妊婦健康診査は、妊娠が正常に経過していることを確認し、胎児異常やハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防など、母子ともに健全な状態で、妊娠・出産を終えられるよう実施するものです。妊婦を対象とした個別健診を実施し、その診査費の一部（一人あたり14回分）を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援しています。

#### ■ 今後の方向性・確保方策

すべての妊婦が、経済的な理由から必要な時期に健診を受診せず出産にいたることのないよう、標準的な健診回数（14回）の公費負担を継続しつつ、県下の状況を踏まえ、さらなる経済的負担の軽減を検討します。

### 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用数)	253人 (1,998人回)	245人 (1,935人回)	236人 (1,864人回)	224人 (1,769人回)	219人 (1,730人回)
②確保の内容	すべての妊産婦に対し、14回分の公費負担を実施				

◆量の見込みについては、人口推計×7.9回（公費負担回数）の延べ数にて算出

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

##### ■ 事業内容と実施状況

母親のメンタルヘルス支援を重点において、概ね生後4か月までの乳児を持つ家庭を対象に、保健師・助産師が「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として家庭訪問指導を実施しています。

##### ■ 今後の方向性・確保方策

全戸訪問を達成できるよう、今後も訪問連絡を積極的に実施するとともに、訪問員の体制強化を図ります。

訪問時以外でも相談ができるよう相談窓口として、保健センターや子育て支援センターの周知を図るとともに、支援が必要な保護者に対しては関係機関や地域が連携して支えていきます。

#### 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	162人	157人	148人	142人	138人
②確保の内容	全戸訪問の実施継続				

◆量の見込みについては、人口推計に基づき算出



## (5) 養育支援訪問事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

### ■ 事業内容と実施状況

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づきケース対応会議を行い、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施しています。また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関などと連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応や、児童虐待問題についての市民啓発を実施しています。

### ■ 今後の方向性・確保方策

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、また、児童虐待ケースの場合については遅延なく対応できるよう、関係機関が十分に連携し、細かな連絡調整を速やかに実施できる体制づくり、取り組み強化を図ります。

## 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	29人	30人	30人	31人	31人
②確保の内容	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援				

◆量の見込みについては、過去の実績や社会的要請を総合し算出

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）

### ■ 事業内容と実施状況

保護者が、出産や病気などの理由で、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、市が委託する児童福祉施設などで養育・保護を行い、児童及び児童を養育する家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業ですが、現在、本市では実施していません。

### ■ 今後の方向性・確保方策

見込み量から考えると、新規事業として立ち上げても採算性に乏しく、慎重な検討が必要です。しかし、核家族化の進む昨今の情勢を考えると、レスパイトケア（※）の重要性が今後高まることが想定されるため、本市に最も適する実施のあり方を詳細に検討していきます。

## 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用数)	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
②確保の内容	事業の立ち上げは行わず、ニーズ発生の都度、市内関連事業での対応を検討する。				

<参考>

実績 (H30)	0か所
----------	-----

※レスパイトケア……乳幼児や障害児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。1976年に「心身障害児（者）短期入所事業」の名称で始まったもので、開始当初は家族の病気や冠婚葬祭などに利用要件が限定されていましたが、現在は介護疲れなどの私的事由での利用も可能とされています。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### ■事業内容と実施状況

乳幼児や児童の送迎や一時預かりなど育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受けたい人（依頼会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業です。現在、本市での実施はありません。

### ■今後の方向性・確保方策

本市においては、他の保育関連事業に受入れ余力がある状況であり、実施の必要性に乏しいため、事業の立ち上げは行わないものとします。

## (8) 一時預かり事業

### ① 幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型：在園児対象）

### ■事業内容と実施状況

幼稚園の園児や認定こども園の1号認定児の保護者の希望に応じて、通常の教育時間後や長期休業期間中などに、保育を行う事業です。本市では、夷隅こども園にて実施しています。

### ■今後の方向性・確保方策

現在の預かり保育事業の利用状況を踏まえ、現行体制の維持を基本としつつ、ニーズの推移に即応できるようきめ細やかな現状把握を継続します。

### 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用数)	37人日	36人日	37人日	38人日	39人日
②確保の内容 (年間延べ利用数)	1か所 74人	1か所 72人	1か所 74人	1か所 76人	1か所 78人

### 〈参考〉

実績（H30）	37人
---------	-----

## ② 幼稚園以外での一時預かり事業（一般型など）

### ■ 事業内容と実施状況

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所などにおいて、一時的に保育を行う事業です。育児疲れの解消など心身のリフレッシュを支援するためにも重要な事業です。本市では、夷隅こども園及び3保育所（園）において実施があります。（夷隅こども園は幼稚園での一時預かり事業、幼稚園以外での一時預かり事業の両方を実施しています。）

### ■ 今後の方向性・確保方策

現在の一時的な預かりの場の利用状況を踏まえ、現行体制の維持を基本としつつ、ニーズの推移に即応できるようきめ細かな現状把握を継続します。

また、本事業においては受入れ余力が発生することが考えられるため、多様な預かりニーズに対応できるよう、事業のあり方を検討します。

## 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （年間延べ利用数）	201人日	201人日	201人日	201人日	201人日
②確保の内容 （年間延べ利用数）	4か所 4,374人	4か所 4,374人	4か所 4,374人	4か所 4,374人	4か所 4,374人

### 〈参考〉

実績（H30）	年間 346 人日 （4 か所）
---------	------------------

※夷隅子ども園では、幼稚園型の預かり保育と保育所型の一時的預かりの両方を実施しています。

## (9) 延長保育事業

### ■事業内容と実施状況

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤などに伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて平日の朝夕各30分、土曜日7時間の延長保育を、保育所において実施しています。

### ■今後の方向性・確保方策

現在の実施状況を継続し、ワーク・ライフ・バランス（※）の推進に努めます。

## 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	174人	174人	175人	175人	175人
②確保の内容	187人	187人	188人	188人	188人
	市内の認定こども園（1か所）、全認可保育所（園）（10か所）				

### <参考>

実績 (H30)	実施箇所	11か所（市内の認定こども園、全認可保育所）
	利用人数	169人

※ワーク・ライフ・バランス …… 仕事と生活の調和。働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

## (10) 病児保育事業

### ■事業内容と実施状況

病気もしくは病後の回復期であるために、集団で保育を受けることが困難な児童を一時的に預かる事業です。

本市においては、病児・病後児保育を市内の小児科医院1か所（外房こどもクリニック）と市外の小児科医院1か所（酒井医院）に事業委託しています。

### ■今後の方向性・確保方策

現在の実施状況を継続し、ワーク・ライフ・バランス（※）の推進に努めます。

## 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用数)	410人日	410人日	414人日	414人日	414人日
②確保の内容 (年間延べ利用数)	2,100人日 (2か所)	2,100人日 (2か所)	2,100人日 (2か所)	2,100人日 (2か所)	2,100人日 (2か所)
病児保育事業	2,100人日 (2か所)	2,100人日 (2か所)	2,100人日 (2か所)	2,100人日 (2か所)	2,100人日 (2か所)
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業など）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

### <参考>

実績（H30）	27人日（酒井医院）、311人（外房こどもクリニック「パウルーム」） ※0歳～小学6年生が利用可能
---------	--

※ワーク・ライフ・バランス …… 仕事と生活の調和。働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

## (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### ■事業内容と実施状況

保護者や同居親族の就労または疾病などにより、昼間保護者がいない児童を対象に、授業の終了後など一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本市では、11か所の放課後児童クラブにおいて実施しています。

### ■今後の方向性・確保方策

本市においては現在、小学1～6年生の児童を利用対象としています。

## 《量の見込みと確保方策》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	282人	282人	303人	303人	303人
低学年	214人	214人	213人	213人	213人
高学年	68人	68人	90人	90人	90人
②確保の 内容	350人(11か所)	350人(11か所)	350人(11か所)	350人(11か所)	350人(11か所)
③ ②-①	68人	68人	47人	47人	47人

### <参考>

実績（H30）	291人（うち小学4年生以上 45人）
---------	---------------------

## **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

### **■事業内容と実施状況**

市が定めた保育料以外に、教材費、園外活動などの行事費、給食費（幼稚園など）などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

令和元年10月より、給食費（幼稚園など）の実費負担にかかる費用のみ補助を実施しています。

### **■今後の方向性・確保方策**

教材費については、今後検討していきます。

## **(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

### **■事業内容と実施状況**

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育などを円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。新規事業であるため、現在、本市では実施していません。

### **■今後の方向性・確保方策**

保育所や認定こども園、小規模保育事業などの新規に参入する事業者について、巡回支援などの支援を行います。



# 第5章 分野別施策の展開

## 1 施策体系

### 〈基本理念〉

いきいき子育て のびのび子育て いすみ  
—安心して子育てができ、すべての子どもが愛され育つまち—

### 〈基本目標〉

1 子どもの育ちを支える  
子育て支援の充実

2 妊娠・出産・子育て  
の切れ目のない支援体制  
づくり

3 家庭や地域における  
子育て環境の整備

### 〈施策の方向〉

- (1) 多様な保育ニーズへの対応の充実
- (2) 子育てと両立する就業環境の向上
- (3) 児童虐待の予防と早期発見による防止
- (4) ひとり親家庭などの自立支援
- (5) 障害のある子ども及びその家庭への支援
- (6) 学校教育の充実

- (1) 子どもと母親の健康の確保
- (2) 心身の健康と正しい生活習慣に関する教育
- (3) 小児・周産期の安全と医療の確保

- (1) 家庭・地域における子育て支援の充実
- (2) 地域活動を通じた青少年の育成
- (3) 家庭教育力の向上
- (4) 安全で良好な居住環境の確保
- (5) 安全・安心まちづくりの推進

## 2 施策展開

### 基本目標 1 子どもの育ちを支える子育て支援の充実

#### ■ 施策の方向

- (1) 多様な保育ニーズへの対応の充実
- (2) 子育てと両立する就業環境の向上
- (3) 児童虐待の予防と早期発見による防止
- (4) ひとり親家庭などの自立支援
- (5) 障害のある子ども及びその家庭への支援
- (6) 学校教育の充実

#### ■ 実施事業

##### (1) 多様な保育ニーズへの対応の充実

##### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
教育・保育給付	11 か所 定員 1,193 人	第4章3に定めるとおり		福祉課
多子世帯の保育料減免	実施	継続	国による軽減制度の対象とならない第2子以降の子どもについて、市税保育料滞納世帯を除き、第2子保育料を1/3 軽減とし、第3子以降保育料を半額とする。	福祉課
延長保育	11 か所	第4章4-(9)に定めるとおり		福祉課
一時預かり	4か所	第4章4-(8)に定めるとおり		福祉課
子育て支援センター	3か所	第4章4-(2)に定めるとおり		福祉課
園の開放	11 か所	継続	翌年度に利用する児童の保護者に対し、保育所(園)の内容を周知し、安心して利用してもらえるよう努める。全保育所で実施する。	福祉課

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
保育士の指導力向上	実施	継続	研修や交流会を実施し、指導力の向上を図る。	福祉課

## (2) 子育てと両立する就業環境の向上

### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
働き方の見直しについての意識啓発	未実施	広報紙及び子育てネットでの情報提供	夫婦ともに職業優先の考え方を改め、家庭生活や地域活動への積極的な参画を促す意識啓発を推進する。	総務課 福祉課

## (3) 児童虐待の予防と早期発見による防止

### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
児童虐待予防・発見の地域包括的な体制の整備	実施	推進	<p>地域における児童虐待予防に資するさまざまな主体が包括的に連携し、市民が一体となって取り組む体制として、家庭総合支援拠点を設置。</p> <p><b>【地域の見守り体制】</b> 行政区単位を基本に、子どもの見守りネットワークの構築について検討・整備する。</p> <p><b>【里親の養成促進】</b> 里親制度についての周知を行い、虐待児童の対応ができる人材の要請促進を行う(研修会の実施)。</p>	福祉課 関係各課

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
里親制度の充実	実施	充実	虐待などで保護される子どもが、生活基盤を失うことなく家庭復帰できるよう、地域における支援体制を拡充する。	福祉課
家庭訪問、電話相談	実施	継続	虐待事例を通し、虐待防止ネットワークシステムの構築に働きかけが必要。子育てネット(仮称)の展開を図る。	健康高齢者支援課 福祉課
児童虐待ケース会議	実施	継続	児童虐待の個別ケースに迅速に対応する、実務者間の連携体制を強化する。	福祉課
要保護児童対策地域協議会の設置	実施	継続	関係者の顔合わせや現状の共有化を目的に会議を開催する。	福祉課
子どもの権利条約の周知・啓発	実施	継続	子どもの基本的人権を国際的に保障するために、わが国においても批准された「子どもの権利条約」について、市内で周知・啓発を推進し、市民の子どもの権利擁護意識醸成に努める。	福祉課

#### (4) ひとり親家庭などの自立支援

##### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
児童扶養手当	実施	継続	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母親や母親に代わってその児童を養育している方に支給する。	福祉課
ひとり親家庭等医療費等助成事業	実施	継続	医療費の自己負担額の一部を助成し、経済負担の軽減を図る。	福祉課

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付事業	実施	継続	母子家庭・父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長、及びその児童の福祉向上を図るため、各種資金を無利子または低利での貸付をする。	福祉課
母子自立支援員 家庭児童相談員	設置	継続	相談に応じ、自立に必要な指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	福祉課

## (5) 障害のある子ども及びその家庭への支援

### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
障害児保育	全保育所 定員適宜	継続	集団保育が可能な範囲で受入れを行っていく。 また、速やかな受入れを促進するため、手厚い加配についても検討を進める。	福祉課
育成医療	実施	継続	身体に障害のある18歳未満の児童に対し、障害を除去・軽減するための医療費を助成する。	福祉課
障害者(児)日常生活用具の給付及び貸与	実施	継続	在宅の障害者(児)に日常生活の能率向上を図る日常生活用具を給付する。	福祉課
障害者福祉サービス事業	実施	継続	居宅介護などの事業として実施する。	福祉課
補装具費の支給及び修理	実施	継続	職業その他、日常生活の能率向上を図るため補装具費の支給と修理を行う。	福祉課
障害者(児)相談支援事業	実施	継続	相談支援専門員などによる障害者(児)のための相談。	福祉課
障害児福祉手当	実施	継続	日常生活において常時介護を要する在宅障害児に手当を支給する。	福祉課

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
発達支援についての 相談の場の充実	実施	推進	関係機関の連携のもと、発達支援 について体制整備を行うとともに、 相談の場の充実を行う。	福祉課 健康高齢者支援課
特別児童扶養手当	実施	継続	20歳未満で精神又は身体に障害 を有する児童を家庭で監護・養育 している父母等に支給する。	福祉課
福祉タクシー事業	実施	継続	社会参加の促進に寄与する取り 組みとして、外出を奨励するもの。 在宅の重度心身障害者や高 齢者がタクシー(福祉タクシー)を 利用する場合に、その料金の一 部を助成する。	福祉課
福祉カー(スロープ付) 貸付事業	実施	継続	通院などに使用することができる リフト付ワゴン車の貸出しを行う。	福祉課
療育支援事業 (こあらくらぶ)	実施	継続	未就学児とその保護者を対象に、 集団療育指導・集団遊びを行う。 相談は臨床心理士・言語聴覚士・ 保健師・保育士・教諭など。	福祉課
教育支援委員会	実施	継続	心身に障害のある児童・生徒の適 切な就学指導を行う。	学校教育課
児童発達支援	実施	継続	日常生活における基本的な動作 の指導・知識技能の取得・集団生 活の適応訓練等を提供する。	福祉課
放課後等デイサービス 事業	実施	継続	就学している障害のある児童に対 して、放課後や長期休暇中に、生 活能力向上のための訓練などを 継続的に実施し、障害のある児童 の放課後などの居場所を提供す る。	福祉課
日中一時支援事業	実施	継続	日中一時的に見守りなどの支援 が必要な障害児の活動の場を確 保し、家族の就労支援や一時的 な休息を図る。	福祉課

## (6) 学校教育の充実

### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
学習支援事業	全小学校3～6年生、中学校1年生のうち参加希望者	継続	児童生徒5名あたり1名の講師を派遣し、小学生は平日の放課後に、中学生は夏季休業中に、一人ひとりの児童生徒に算数・数学の計算技能や国語の漢字等の定着を図り、少しでも「つまずき」をなくし、基礎基本が定着するようにする。	学校教育課
放課後子ども教室の充実	—	実施	地域の住民の協力を得ながら、放課後に余裕教室などで、補習や習い事などの多様なプログラムを実施することで、次世代の人材育成を促進する。	学校教育課 生涯学習課
放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的開催	—	実施	【一体的開催】 放課後児童クラブを利用する児童に、放課後子ども教室の利用を促す。 【開催のための体制整備】 放課後子ども教室において、放課後児童クラブを利用する多くの児童も参加できるプログラムを検討するとともに、円滑にプログラムが実施できるよう、実施場所、実施時間についても検討する。また、実施にあたり、庁内関係課及び事業者の連携体制を整備する。	学校教育課 生涯学習課 福祉課
小・中学校スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラー 中学校3名 小学校2名	継続	学校における教育相談体制の充実を図るために、千葉県教育委員会から、カウンセラーが各中学校へ1名、指定小学校3校に2名派遣されている。	学校教育課
中学校海外交流事業	1回/年	継続	国際感覚、国際的視野や英語に対する積極性などを養うため、希望者を派遣する。	学校教育課
外国青年招致事業 (JETプログラム)	外国語指導助手5名	継続	国際感覚、国際的視野や英語に対する積極性などをさらに伸ばす内容の充実を図る。	学校教育課

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
道徳教育	実施	充実	人としてよりよく生きるための行動の基となる、道徳的実践力を確実に身に付けるよう指導する。	学校教育課
学校評議員制度	各小・中学校1～3回/年	継続	さらに学校・家庭・地域の連携を強め、より良い学校づくりを目指す。 開かれた学校を目指すため、継続して事業を展開していく。	学校教育課
リズム体操教室	各保育所	継続	保育所年長組に対し、楽しみながら運動能力の向上やリズム感を身につけるプログラムを実施する。	公民館
地域特性を生かした総合的学習の時間	実施	充実	地域や関係機関などとの連携や地域の方々の協力を得て、児童・生徒の興味・関心やさまざまな学習活動に応えられるよう整備する。	学校教育課
防災教育	実施	実施	「防災カルタ」の活用を通して防災意識の高揚を目指す。	学校教育課
キャリア教育	実施	充実	児童・生徒の就労に対する興味・関心を高めるため、職場見学・体験学習や進路指導、セミナーなどを実施し、就労への理解を深める。	学校教育課
情報教育	実施	充実	発達段階に応じた情報リテラシーを習得できるようにする。	学校教育課
奨学資金貸付	実施	継続	経済的理由により修学が困難な各種学校在学者に対し、予算の範囲内において修学上必要な学資を貸し付けることで修学を容易にし、有意な人材を育成することを目的とする。	学校教育課
入学準備金貸付	実施	継続		



## 基本目標 2 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制づくり

### ■ 施策の方向

- (1) 子どもと母親の健康の確保
- (2) 心身の健康と正しい生活習慣に関する教育
- (3) 小児・周産期の安全と医療の確保

### ■ 実施事業

#### (1) 子どもと母親の健康の確保

##### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
母子健康手帳交付	実施	継続	妊娠・出産後の生活等の相談や支援を行う	健康高齢者支援課
出産育児一時金	実施	継続	健康保険の被保険者やその家族が出産した場合に支給する。医療機関への直接支払いも可能。	市民課
未熟児養育医療	実施	継続	身体の発達が未熟のまま出生した乳児であって、正常時が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの医療費を助成する。	福祉課
乳児一般健康診査 (医療機関委託)	実施	継続	健診受診率を向上させ、結果をふまえた相談・指導の充実を図る。	健康高齢者支援課
おひさまくらぶ	実施	継続	発達めざましい乳児を健やかに育てられるよう、相談・指導を行う。	福祉課
1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	実施	継続	幼児期の心身の発育、発達についてスクリーニングの実施により、異常の早期発見と早期対応を図り、保護者の意識の向上と個々にあった発達を促す支援を行う。	健康高齢者支援課
予防接種事業	実施	継続	各種予防接種の事故予防体制の充実、未接種者をなくす体制、予防接種に関する最新情報の提供。予防接種率を向上させることにより、感染症の予防及び合併症の発生を防ぐ。	健康高齢者支援課

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
保育所保健 (内科健診・歯科検診)	実施	継続	保育所での園児の健康状態を把握する健診を実施する。	福祉課
乳児健康診査	実施	継続	乳児期の発育発達の確認と、異常の早期発見により適切な指導を実施する。	健康高齢者支援課
ブックスタート事業	実施	継続	乳児とその保護者に、絵本を開く楽しい体験といっしょに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけづくりと、親子に本の楽しさを伝える。	公民館
かるがも相談 (乳幼児発達相談)	実施	継続	育児不安の軽減及び発育・発達を促す方法などについて臨床心理士、言語聴覚士等による相談を行う。	健康高齢者支援課
ひよこ(離乳食)教室	実施	継続	生後8～9か月児と保護者を対象にした育児・栄養相談を実施する。	健康高齢者支援課
就学時健康診断	1回/年	継続	心身の状況を的確に把握し、義務教育諸学校への初就学にあたって、保健上必要な助言を行う。	学校教育課
歯っぴー健診	実施	継続	口腔衛生への関心の向上と、フッ化物塗布を含めたう歯予防を推進する。	健康高齢者支援課
歯みがき教室	各小学校 1・5年生 1回/年	継続	歯科衛生士による歯みがき指導。	学校教育課
食育の推進	実施	継続	子育て世代を含む全ての世代に通じた食育の推進。 保育所などにおいて、幼少期より地産地消による給食指導を行い、地域の食材や食の安全の啓発を推進する。	健康高齢者支援課 福祉課 学校教育課 農林課
健診未受診者の把握	実施	継続	健診未受診者の状況確認を行う。	健康高齢者支援課 福祉課
産後ケア事業	実施	継続	産後のサポートが必要な方を対象に、安心して子育てができるよう支援を行う。	健康高齢者支援課

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
子育て世代包括支援センター運営事業 (母子保健型)	実施	継続	妊娠の届出等の面接時に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、一人ひとりの支援プランを策定し、地域の関係機関と連携調整し切れ目のない支援を行う。	健康高齢者支援課

## (2) 心身の健康と正しい生活習慣に関する教育

### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
親子料理教室	実施	継続	親子で食の基本・栄養の摂り方など、講話や調理実習を取り入れた食育指導を実施する。	健康高齢者支援課
思春期保健対策の充実	実施	継続	エイズ予防や飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育など、思春期における保健指導を実施する。	学校教育課 健康高齢者支援課
いすみ市学校保健会	実施	継続	各小中学校における健康教育の推進と、児童生徒の健康増進を図る。	学校教育課

## (3) 小児・周産期の安全と医療の確保

### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
周産期医療、小児医療及び小児救急医療体制	—	検討	産科・小児科医の確保と夜間・休日などの診察体制を整備し、小児科救急体制の充実を図るため広域的な見地から検討を行う。	健康高齢者支援課
子ども医療費助成事業	中学校3年生までの児童を対象	継続	子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図る。中学校3年生までの自己負担分を超えた医療費を助成します。	福祉課

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
児童医療費助成事業	高校1～3 年生までの 児童を対象	継続	入院費・通院費・調剤費を助成 することにより、保護者への経 済的負担の軽減を図る。	福祉課
新生児聴覚検査費 助成事業	新生児 (生後28日未満) の保護者	継続	新生児の聴覚異常の早期発見 と早期対応を目的として、検査 費用の一部を助成します。	健康高齢者支援課
感染症対策市内ネットワーク	実施	継続	感染症発生情報のネットワー ク化により迅速な対応を図る。	健康高齢者支援課 福祉課 学校教育課 危機管理課

### 基本目標 3 家庭や地域における子育て環境の整備

#### ■ 施策の方向

- (1) 家庭・地域等における子育て支援の充実
- (2) 地域活動を通じた青少年の育成
- (3) 家庭教育力の向上
- (4) 安全で良好な居住環境の確保
- (5) 安全・安心まちづくりの推進

#### ■ 実施事業

##### (1) 学校・地域等における子育て支援の充実

###### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
出会いの場の創出	実施	推進	地域資源を活用し、結婚につながる出会いの場の創出を検討する。	福祉課
子育てヘルパー派遣事業の充実	登録数 1件	登録数 10件	広報などによる制度の周知を図る。また、派遣対象の拡大について検討を進める。	福祉課
子育て交流の場の創出推進	実施	継続	地域子育て支援拠点事業などの法定事業にとどまらず、地域資源を活用し、子育て中の親同士の経験交流や励まし合いの場の創出を推進する。	福祉課
子育て支援地域参加型事業	実施	継続	子どもの遊びの場・居場所の確保と、親同士の交流や子育ての悩み相談を、地域一体となって支援するため、庁内関係課、市内関連団体、企業などに子ども・子育て支援の重要性の啓発を行い、広く協力を求め、地域包括的な連携体制を構築する。	福祉課 関係各課
児童手当	実施	継続	中学校終了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している保護者などに対し、所定の手当を支給する。	福祉課

## (2) 地域活動を通じた青少年の育成

### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
ふるさとウォーキング	2回/年	継続	市民を対象にしたウォーキング大会を通して、住民間のコミュニケーションを図るとともに、青少年が参加する地域活動の拡充を図る。 実施主体：スポーツ推進委員	生涯学習課
親子水泳教室	市内 1施設 4回/年	継続	幼児、小学校低学年を対象に、水泳力の向上と親子のふれあいを図る。 実施主体：スポーツ推進委員	生涯学習課
高齢者ふれあい学級	実施	継続	高齢者の持つ文化、技術を子どもに伝承するとともに、高齢者の生きがいの場・地域教育力の向上に資する。	生涯学習課
青少年のつどい大会	1回/年	継続	子どもを対象にした、スポーツ・レクリエーション等を通して、青少年健全育成を図る。 実施主体：青少年相談員	生涯学習課
いすみ市子ども会育成会連絡協議会	連絡会議・ 各種事業実施	継続	リーダー・指導者の育成を図り、各種事業を実施する。	公民館 生涯学習課
青少年相談員連絡協議会	各種事業・ 相談の実施	継続	青少年の健全育成を図り、各種事業を実施する。	生涯学習課
青少年問題協議会	1回/年	継続	青少年育成のため、関係機関・団体との連携強化の機会とする。	生涯学習課
スポーツクラブ・ スポーツ少年団などの 支援	実施	継続	地域に根付いたスポーツクラブを支援し、スポーツの振興、地域の結びつきを図る。	生涯学習課
世代間交流活動の充実	適宜実施	適宜実施	学校教育や地域活動の中で、世代間の交流事業を推進する。また、各種行事の開催やイベントプログラムなどに組み入れながら充実化を図る。	全庁

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
地域人材の確保・育成	適宜実施	適宜実施	福祉、学校教育、青少年健全育成活動を支える人材の確保・育成する事業を推進する。 各種行事の開催やイベントプログラムなどに組み入れながら充実化を図る。	全庁
体験学習事業	実施	継続	小学生を対象に自然体験活動を行い、自主性や協調性を育む。	生涯学習課
ふれあいコンサート (童謡の里づくり事業)	実施	継続	童謡・抒情歌で心豊かな人材育成を図る。	生涯学習課
ジュニアコーラス事業	1～2回/月	継続	童謡を歌いつぎ郷土愛の心情を育む。「ふれあいコンサート」などで発表。	生涯学習課
学校体育施設開放事業	各小・中学校	継続	学校体育施設開放事業を推進し健康増進、体力づくりを図る。	生涯学習課

### (3) 家庭教育力の向上

#### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
家庭教育学級	各小・中学校の保護者	継続	小中学生の保護者を対象に、家庭教育の機能を高めるための学習機会の拡充を図る。	生涯学習課
子育て学級	実施	継続	乳幼児の保護者を対象に、子育てについて学級を開催し、家庭教育の充実を図る。	生涯学習課 福祉課
子育てジャンボリー	実施	継続	幼児を対象に、自然観察などを通して親子のふれあい、仲間づくりを応援する。	生涯学習課

#### (4) 安全で良好な居住環境の確保

##### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
遊び場、居場所づくり (児童遊園整備事業)	児童遊園遊具整備	継続	児童遊園の維持管理や遊具整備を中心に事業を推進するとともに、子どもたちのつどいやすい場所に公園などを新設することも検討する。	福祉課
乳幼児健診などでの事故防止に関する健康教育	実施	継続	発達段階ごとにその時期に応じた事故防止対策に関する健康教育を行う。	健康高齢者支援課
都市公園維持管理事業	都市公園管理	継続	保護者などのニーズに応え、身近で安心して遊ばせることのできる、安全な公園の整備充実を図る。 また、公園の新設についても、安全で適切な場所を検討し、推進する。	建設課
子どもサポーターの設置	未実施	設置	子どもの安全な遊びのために、見守りを行う「子どもサポーター」の設置に向け、検討を進める。	福祉課

#### (5) 安全・安心まちづくりの推進

##### 【推進事業】

事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
交通安全推進事業	実施	継続	保育所(園)、小学校及び中学校での交通安全教室の開催。 カーブミラー、ガードレール及びグリーンベルト等を設置する。	危機管理課 学校教育課 建設課
防犯対策推進事業	実施	継続	警察及び関係団体と連携し、防犯パトロールの実施や防犯灯を設置し環境の整備を行う。 今後は、さらに地域と家庭が協力し合い防犯意識の向上と防犯体制の強化を図る。	危機管理課



事業名	基礎数値 令和元年度	指標・目標 令和6年度	主な内容(対策・改善点)	担当部署
青少年相談員 パトロール	実施	継続	小・中学校の夏休み期間中、非行防止のパトロールを実施する。	生涯学習課
小中学校・保育所の 防犯対策	実施	継続	犯罪を未然に防止し児童・生徒の安全を確保するため、各小・中学校、保育所において犯罪発生時の適切な安全対策を講ずる。	学校教育課 福祉課
防犯教室	実施	継続	防犯意識の向上を図るため、各小・中学校で警察署員より防犯対策の指導を受ける。	学校教育課
「こども110番の家」 ステッカーの配布	実施	継続	ステッカーを貼ることにより、犯罪抑止効果を狙う。	学校教育課
スクールカウンセラーの 活用	中学校及び 指定小学校 3校	小・中学校 の連携	小・中学校での連携を図り、被害に遭ったり、不登校傾向にある児童・生徒の立ち直りを支援する。	学校教育課
通学路の点検	実施	継続	各小・中学校で行う。	学校教育課
校舎耐震構造改修工事	実施	順次整備	小・中学校における耐震構造改修工事を実施し、校舎の耐震強化を図る。	学校教育課
シックハウス対策 (環境衛生検査)	実施	実施	小中学校における環境衛生検査を実施し、学校のシックハウス対策を進める。	学校教育課

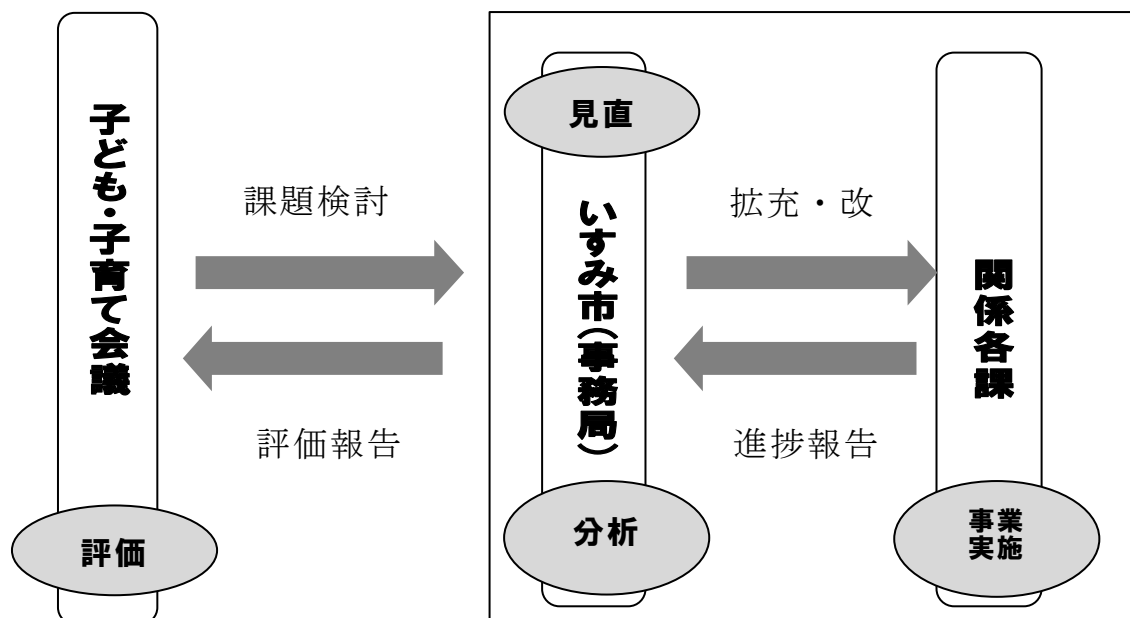
# 第6章 計画の推進

## 1 推進体制

この計画の分野は、福祉、保健、教育、労働、生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体、企業などと連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

令和2年度以降の推進体制は以下ようになります。

- ①いすみ市子ども・子育て会議において、進捗状況の管理及び評価を実施
- ②各年度に計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。



## 2 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。市のホームページ、広報紙、パンフレットなどを活用し、本計画について理解促進を図ります。

また、計画の進捗状況についても、担当課のヒアリングなどにより確認し、その結果については、市ホームページなどで公表し、市民への周知を図ります。情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと計画を推進します。

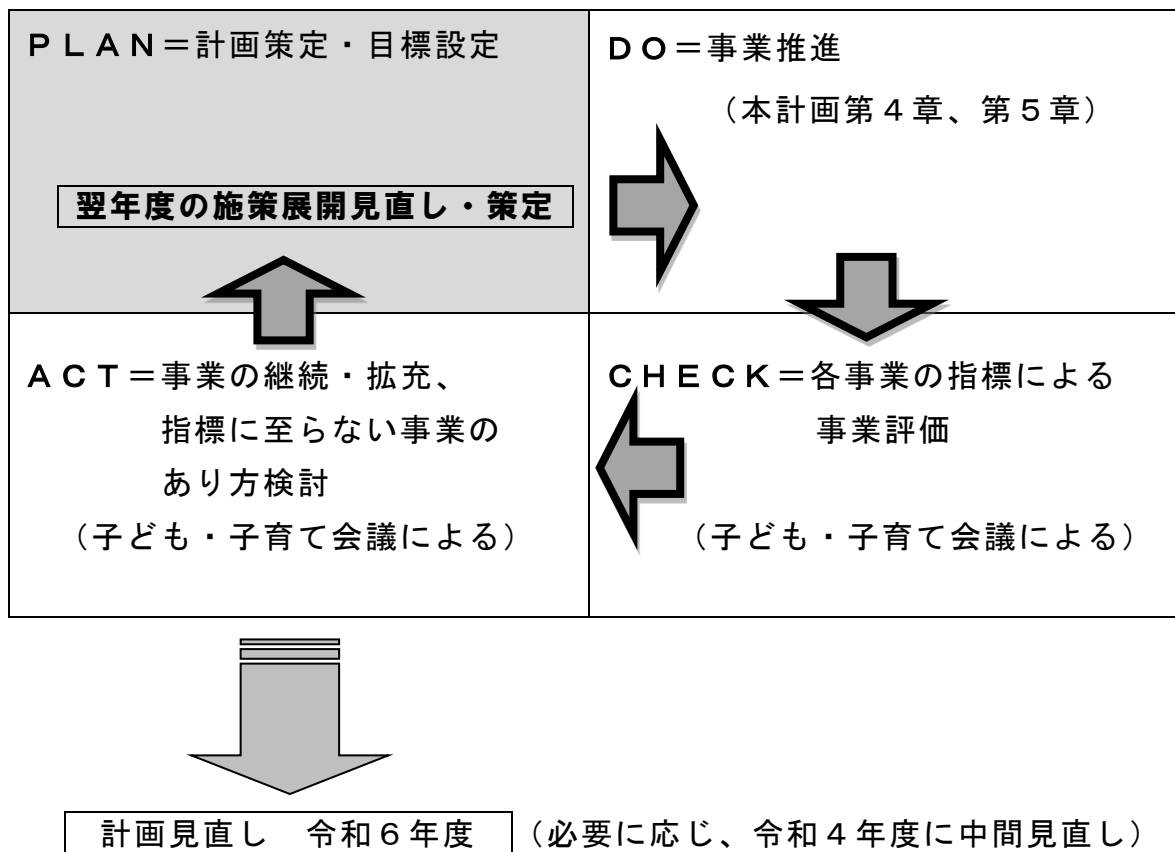
### 3 進捗管理、評価・見直し

#### PDCAサイクルによる推進・管理体制

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。本事業計画を、理念だけのものに終わらせず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、毎年、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクル(※)による推進体制が不可欠となります。

本市では、以下の図のイメージに従い、子ども・子育て会議にて進捗管理や評価を行い、計画を推進していきます。

#### いすみ市子ども・子育て支援事業計画にかかる PDCAサイクル



※PDCAサイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

# いすみ市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 24 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、いすみ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し市長に意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し市長に意見を述べること。
- (3) いすみ市子ども・子育て支援事業計画を策定し、又は変更することに  
関し必要な調査審議をすること。
- (4) 市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に  
関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子ども  
の保護者をいう。）
- (5) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事す  
る者
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(いすみ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 いすみ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年いすみ市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中次世代育成支援対策地域協議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額 6,000 円
-------------	------------

いすみ市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名
学識経験を有する者	あそ う ひで こ 麻 生 秀 子
教育関係者	た なべ やすし 田 辺 靖
	なめ かわ ひさし 行 川 永
保育関係者	あい の つね じ 藍 野 常 司
	く が えり こ 久 我 恵利子
保護者	く が やす し 久 我 恭 史
	すず き ひろ こ 鈴 木 大 子
	いわ せ こう めい 岩 瀬 弘 明
子ども・子育て支援に関する 事業従事者	もり た ゆう じ 森 田 雄 司
	くろ さわ ち はる 黒 澤 千 春
公募による市民	は た の な な 波多野 名 奈
	たか なし か よ こ 高 梨 香代子
その他市長が必要と認める者	あら い ただし 荒 井 正
	いち はら かず ひこ 市 原 一 彦
	あり はら かつ や 在 原 勝 也





## 第2期いすみ市子ども・子育て支援事業計画

---

令和2年3月

いすみ市福祉課子育て支援室

〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400-1

電話 0470-60-1120 FAX 0470-63-1252